

三重県指定史跡津城跡 保存管理計画

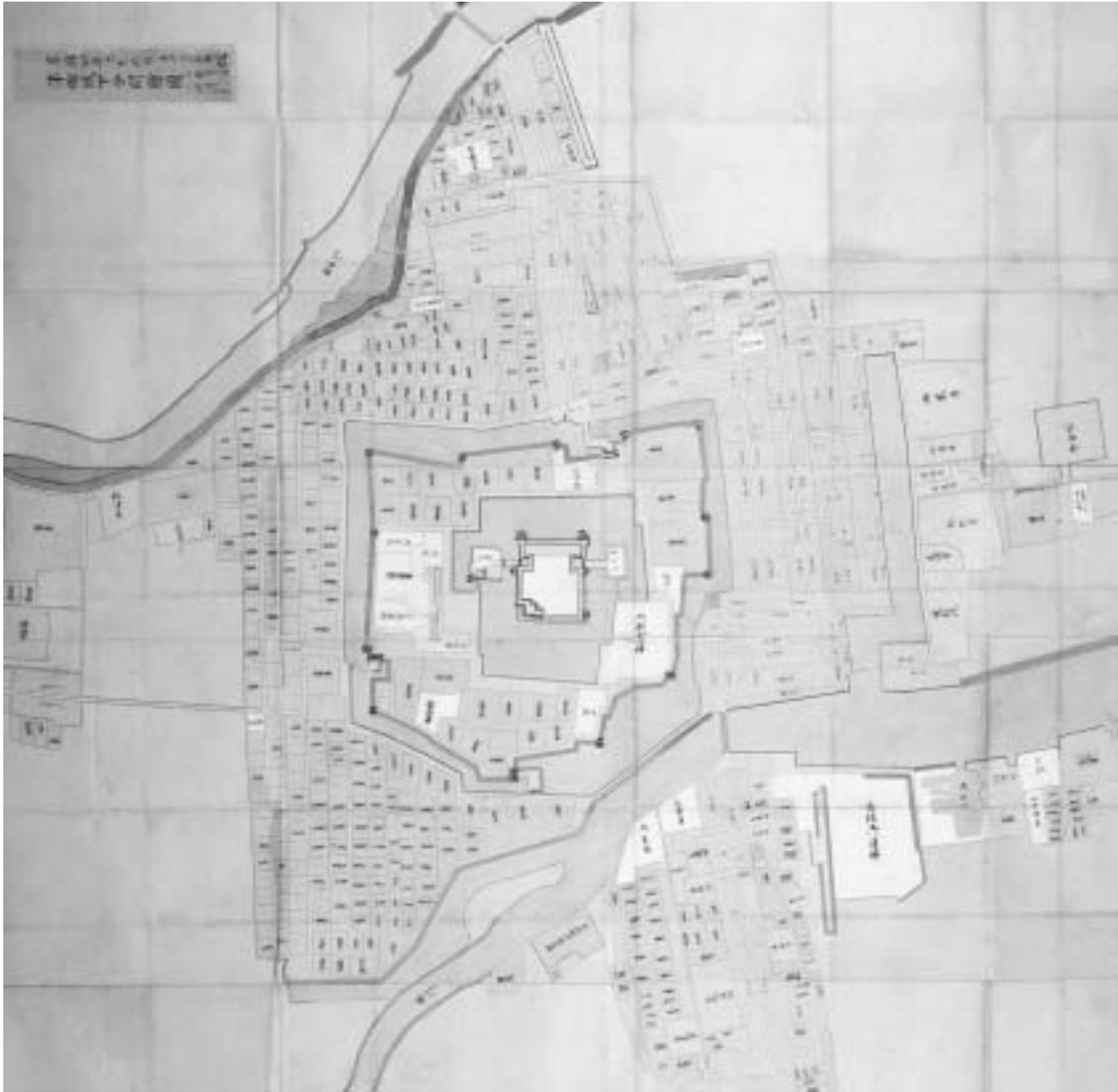
津市教育委員会

卷頭写真 1



写真提供：三重県

津城跡全景写真



享保4年津御城下分間絵図（部分）（樋田清砂氏蔵）

序 文

津城跡は、伊勢平野のほぼ中央部に位置する沖積地にあり、伊勢国の歴史を考える上で貴重な文化遺産であります。

津城の歴史は、織田信包が天正8年(1580)に築城したことに始まり、慶長16年(1611)には当代屈指の築城名手と謳われた藤堂高虎公によって、本丸の拡張や内堀の整備等、大規模な改修が為されたと伝えられています。

平成20年は、高虎公が入府して400年という節目の年にあたり、折りしも市街地中心部の発掘調査において津城跡の内堀石垣が発見され、日本有数の内堀規模を持つ本来の津城跡の姿が推測されるとともに、津城跡への関心も大いに高まりました。

県指定史跡である津城跡は、史跡であると同時に、市街地にある都市公園としての機能も持ち合わせ、市民の憩いの場となっています。

貴重な歴史的遺産として後世に残していくことを基本にしながら、一方、その立地は、市民の経済活動等の最も盛んな市の中心部であることも事実です。今後、市街地に広がる津城跡をどのように保存管理していくのかを総合的に検討し、ここに保存管理の基本方針と、今後のあるべき方向を提示いたします。

最後に、本計画の策定に際しまして、御指導・御協力を賜りました市文化財保護審議会委員の先生方をはじめ、関係者の皆さまに対しまして厚くお礼申し上げますとともに、今後なお一層のご教示を賜りますようお願い申し上げます。

平成21年3月

津市教育委員会

教育長 佐々木 典 夫

例 言

1. 本書は、津城跡の保護を目的として、三重県津市丸之内5番地1ほかに所在する「三重県指定史跡津城跡」をはじめ、津城跡とその周辺地区の保存管理及び整備活用事業を計画的に進めていくため、平成20年度に津市教育委員会が作成したものである。
2. 本書の作成については、以下の組織・機関のご指導、ご助言を賜った。
津市文化財保護審議会
同審議会建造物・考古資料・史跡部会
三重県教育委員会事務局社会教育・文化財保護室
三重県埋蔵文化財センター
3. 本書の執筆は、津市教育委員会事務局生涯学習課が行った。ただし、第2章第3節1の地形環境は立命館大学の青木哲哉氏の所見、第2章第4節3植栽調査は、津市文化財保護審議会委員川北要始補氏の調査（樹種同定等）を参考に生涯学習課が作成した。

目 次

第1章 沿革と目的	1	第4章 整備・活用	53
第1節 計画策定の沿革	1	第1節 基本的な考え方	53
第2節 計画の目的・視点	1	第2節 基本構想	53
第3節 指導の体制	2	第3節 調査研究計画	53
第4節 関連計画	2	1. 発掘調査	53
第5節 関連する法令	2	2. 石垣調査	53
第2章 津城跡の概要	4	3. 資料調査	53
第1節 城跡の歴史の変遷	4	第4節 整備・活用	54
第2節 史跡指定等の経過	4	1. Aゾーンの整備	54
第3節 城跡の状況	4	2. B・Cゾーンの整備	54
1. 地形環境	4	3. Dゾーンの整備	54
2. 社会的環境	7	4. 普及・活用	54
3. 歴史的環境	8	第5章 今後の課題と方針	55
4. 現況	9	第1節 整備活用計画の策定	55
5. 指定文化財の状況	24	第2節 史跡指定地範囲外の保護	55
第4節 各種調査の結果	24	第3節 津城跡と城跡建物の復元整備	55
1. 歴史資料調査	24	第4節 各種計画との調整	56
2. 埋蔵文化財の調査	31		
3. 植栽調査	38	添付資料1	
第3章 保存・管理	45	三重県文化財保護条例	57
第1節 基本的な考え方	45	三重県文化財保護条例施行規則	58
1. 基本方針	45		
2. 保存管理の対象範囲とゾーン 区分	45	添付資料2	
3. 各ゾーンにおける構成要素	48	現状変更等許可申請書	61
第2節 保存管理計画	49	現状変更完了報告書	62
1. 基本的な考え方	49		
2. 現状変更に対する措置	50		

第1章 沿革と目的

第1節 計画策定の沿革

- 平成17年3月17日 三重県教育委員会告示第38号において史跡指定
三重県指定史跡 史 第80号 津城跡
- 平成18年11月14日 津市文化財保護審議会
・津城跡保存管理計画の策定スケジュール説明
- 平成20年6月27日 津市文化財保護審議会
・津城跡保存管理計画（骨子案）審議
・建造物・考古資料・史跡部会に保存管理計画骨子案を付託することを承認
・臨時委員（千田嘉博氏）承認
- 平成20年10月15日 津市文化財保護審議会建造物・考古資料・史跡部会
- 平成20年11月11日 津市文化財保護審議会
・津城跡保存管理計画（修正案）審議
- 平成21年3月3日～3月26日 津市文化財保護審議会建造物・考古資料・史跡部会
・津城跡保存管理計画（最終案）審議

第2節 計画の目的・視点

津城跡は、津市の中心部に位置し、津市役所をはじめ、多くの官公庁建物や民間企業、地域住民の住空間・生活空間と重複するために、これまで県史跡指定範囲（お城公園）を除いては、城に伴う遺構が地上に残っていないこともあり、市街地内に津城跡が広がるという認識は希薄であった。しかし、平成20年度に市街地の一画から津城跡の内堀石垣が発見され、津城跡本来の姿が一部確認されたことを受けて、津市教育委員会は今後、津城跡をどのように保存していくのかが大きな課題となった。

本計画は、津城跡の本質的な価値を明確にし、必要な保存管理の方針及び方法等を示すもので、津城跡の歴史的な経緯と価値を後世に伝え、その保存と活用の基本方針を定めることを目的とする。計画策定の基本的な視点として、津城跡は市街地にある貴重な史跡としての役割を持つとともに、都市公園としてこれまで整備されてきた経緯がある。また、史跡周辺は公共施設も多く市民生活に深く関わる機能が集中する場所でもあることから、まちづくりの中に本来の津城跡をどのように活かすかが重要な課題となる。

このため、本計画は、今後の津城跡の保存管理を考える上で、

- ① 市を代表する歴史的資源として位置づける。
- ② まちづくりの中に城跡を活かす。
- ③ 対象範囲としては、県史跡指定範囲を中心に、その周囲に想定される津城跡全体、さらには城跡と一体となって存在した城下町部分も視野に入れる。
の3つの視点を踏まえた計画とする。

第3節 指導の体制

本保存管理計画の策定にあたっては、下記の委員から指導をいただいた（敬称略）。

津市文化財保護審議会

会長 富田靖男

津市文化財保護審議会建造物・考古資料・史跡部会

八賀 晋（三重大学名誉教授）

菅原洋一（三重大学教授）

吉村利男（三重県生活・文化部県史編さんグループ専門員）

千田嘉博（奈良大学准教授、同審議会臨時委員）

第4節 関連計画

- 津市総合計画前期基本計画重点プログラム（平成20年3月策定）

津城跡（お城公園）周辺地区の整備と活用

- ・津城跡の本質的な価値を明確にし、次世代に伝えていくために、津城跡保存管理計画を策定するとともに、歴史的価値の保存・活用を図ります。
- ・公共施設等の有効利用による歴史資料室の開設や、ゆかりの地の碑の設置、観光ボランティアとの連携などにより、城下町の町並みや藤堂高虎公の功績を広く地域内・外の人に知ってもらうための取り組みを進めます。
- ・津城跡（お城公園）については、市民の機運の高まりを踏まえつつ、復元について調査研究を行います。

- 津市教育振興ビジョン（平成20年12月策定）
- 津市生涯学習振興計画（平成20年12月策定）
- 津市文化振興計画（平成21年3月策定）

第5節 関連する法令

史跡及びその周辺地域は、津市の中心部に位置するため、文化財関連を含め下記の法令がある。

1 文化財保護法

史跡及びその周辺地域に広がる津城跡全体については、土木工事等を実施する場合に埋蔵文化財包蔵地における届出・義務がある。

2 三重県文化財保護条例

特に県史跡指定地内では、現状変更等の行為の制限がある。

3 都市計画法

史跡及び周辺地域は、すべて都市計画区域の市街化区域に指定されている。

4 都市公園法

都市公園の設置及び管理に関する基準等を定める。

地方公共団体の設置する都市公園については、設置する公共団体による条例に基づく。

5 津市都市公園条例

史跡指定範囲の公園部分の管理について定める。

6 景観法

津市は、前期総合計画中での景観計画の策定を目指した取組を進める予定である。

7 道路法

史跡及び周辺地域は、一般国道を含む多くの道路がある。

8 下水道法

城域及び城下町範囲が単独公共下水道の計画区域となっている。

第2章 津城跡の概要

第1節 城跡の歴史の変遷

津城は、織田信長の弟信包によって安濃津城として創建されたもので、天正8年(1580)にはほぼ完成したとされる。城は、安濃川・岩田川を利用した要害の地を選んで築かれており、柳山地域の住民を移転させて城下町を造らせたと考えられている。

関ヶ原合戦時は富田氏が城主であり、その前哨戦として津城で一大籠城戦が展開され、城の多くの施設が損傷を受けた。

その後、慶長13年(1608)に藤堂高虎が入府するが、これは大坂城攻撃を控えて家康の命を受けてのことで、高虎は本丸を東・北側に拡張して三層櫓を設け、西之丸・東之丸を設けるなど内堀付近の整備、さらに二之丸には役所と重臣邸を配置し、城門を設置するなど大改修を行っている。また、城の西側には武家屋敷を集め、海岸寄りの伊勢街道を城の東側に引き入れるなど城下の整備も行っている。

その後、藤堂家は国替えもなく比較的安定した藩統治を続けており、城下町の拡張はなされたものの、城地に大きな変化は認められない。

明治維新以後、外堀・内堀は徐々に埋められるなどして城地は次第に狭まり、櫓などは取り払われた。戦後には、複雑な経緯を経て、現在のお城公園部分が津市に移管され、現状は本丸・西之丸と内堀の一部が残されている。本丸には天守台、小天守台、埋門などの遺構があり、本丸と西之丸の石垣は一部改変されているものの、要所に配置された櫓台も含めて旧態を保っている。特に本丸南側の高石垣には、高虎が本丸を拡張した際の痕跡が明瞭に残っている。また、内堀は本丸の北側から西之丸にかけて残っており、32万石の領主の主城としての景観を保っている。

戦後の津城跡は、特に本丸内の整備が進められ、昭和33年には三層模擬櫓が市民有志の寄付を持って建設されるなど、市民の憩いの場としての整備が進められてきた。

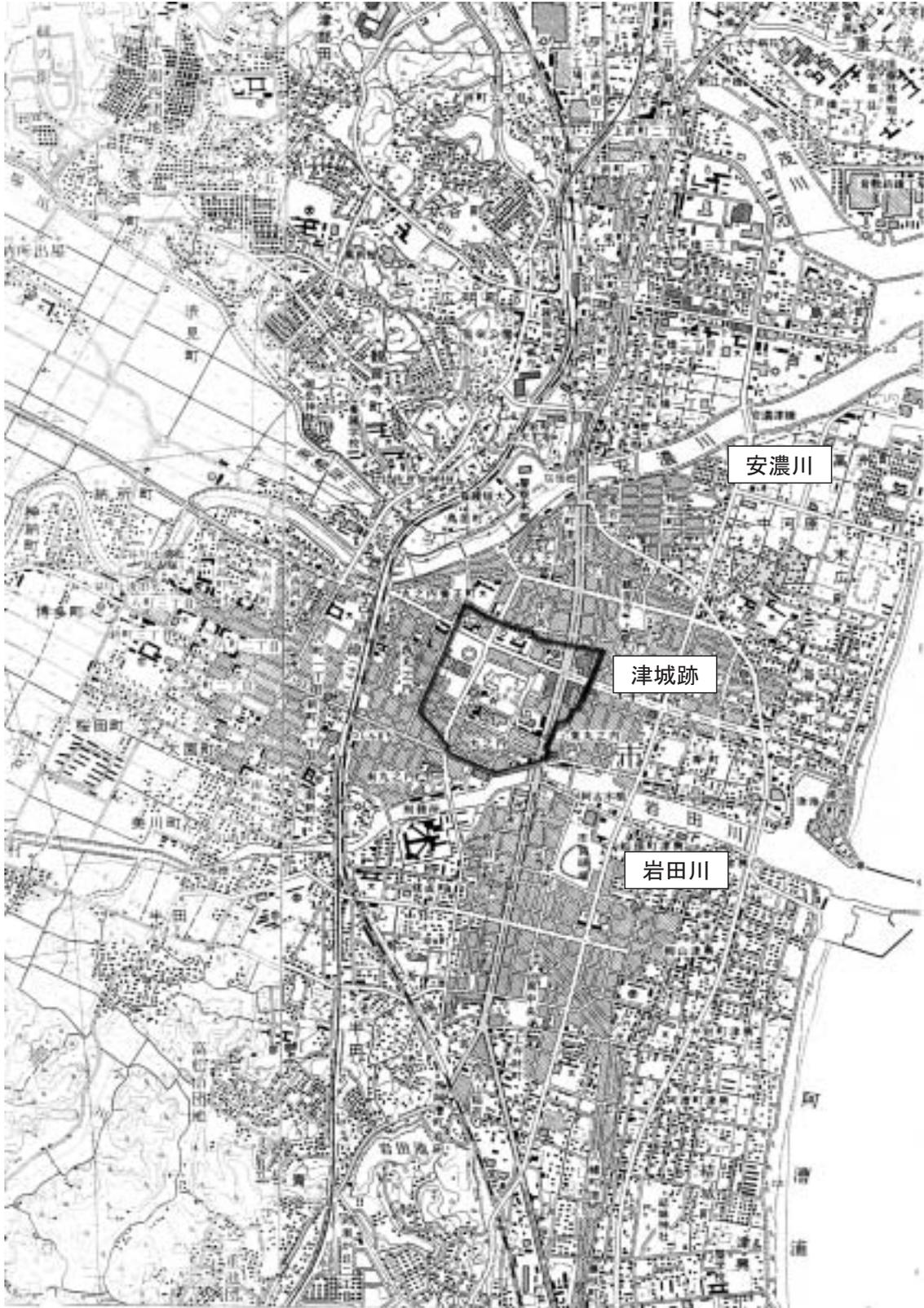
第2節 史跡指定等の経過

昭和33年2月28日	津市指定史跡に指定
平成16年7月9日	県指定候補文化財に推薦する調査票を提出（市教委→県教委）
平成17年2月22日	県文化財保護審議会の答申
平成17年3月1日	県史跡指定申請書の提出
平成17年3月8日	県教育委員会で指定を決定
平成17年3月17日	告示（三重県教育委員会告示第38号）
	三重県指定史跡 史 第80号 津城跡

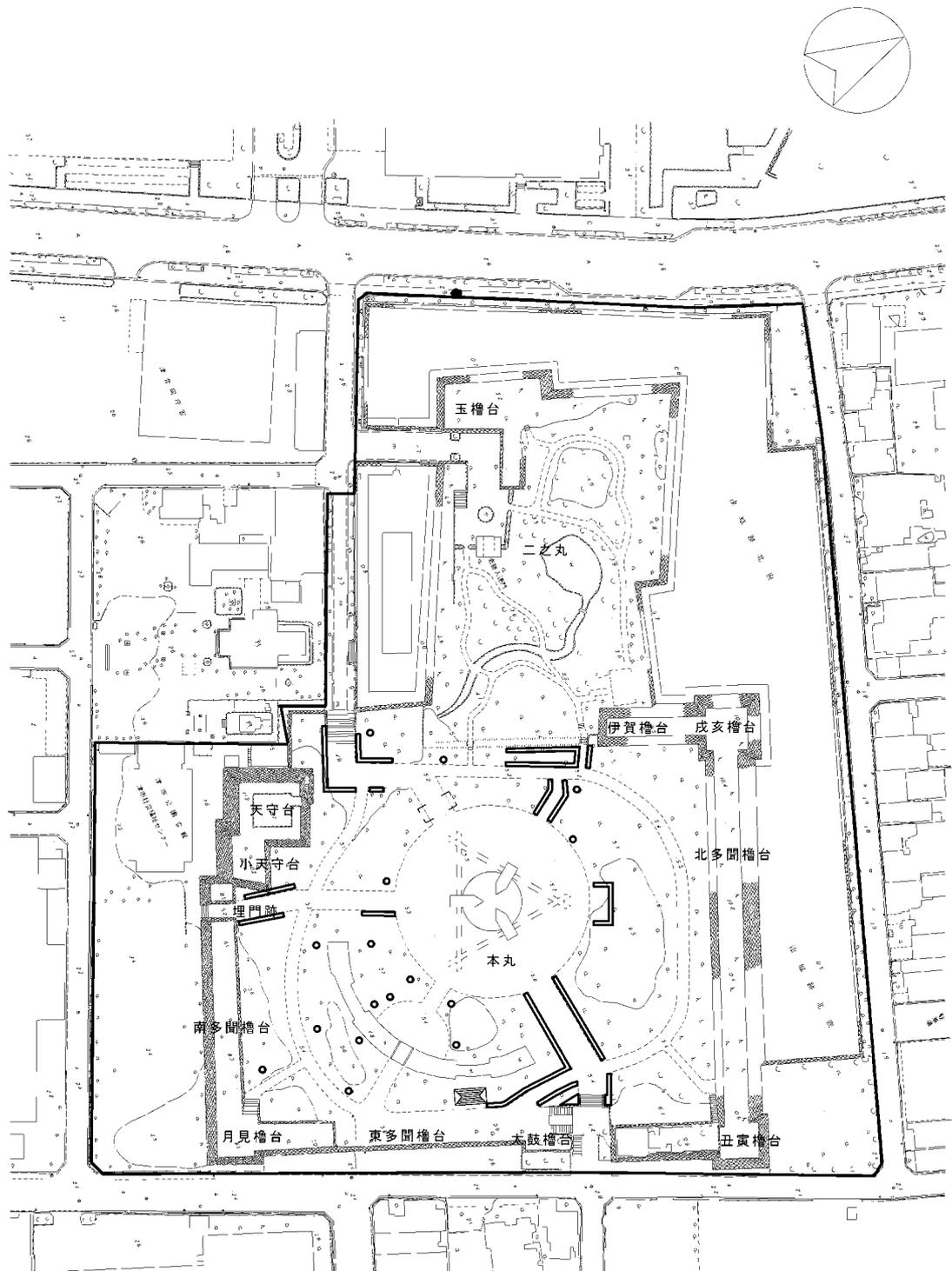
第3節 城跡の状況

1. 地形環境

津城は、主に安濃川によって形成された沖積低地の三角州に位置する。三角州は、縄文海進によって海域となり、その後陸化した範囲にあたる。そこでは、自然堤防、後背湿地および砂堆などの微地形が認められる。砂堆は4～5列存在し、その間には後背湿



第 1 図 周辺地形図



第2図 史跡指定範囲図

地（堤間低地）がみられる。いずれの砂堆も、後背湿地より1 m前後高く、現海岸線にはほぼ平行に延びる。これらは一般的に淘汰のよい海成砂からなる。津城およびその城下町は主に最も内陸側の砂堆に立地する。この砂堆は今から約6,000年前の縄文海進頂期に形成されたと考えられる。縄文海進頂期には、海が納所遺跡より内陸にまで侵入していたと推定される。

津城の築城期における津城下町の周辺には、現在とおおむね同じ地形が分布していたと考えられる。すなわち、北側と南側には安濃川と岩田川が流れ、西側には主に完新世段丘の自然堤防と後背湿地、また東側には砂堆と後背湿地（堤間低地）を挟んで海が広がっていた。津城下町の西側には、段丘化した三角州が認められる。段丘化の時期は、歴史時代と推定され（詳細は不明）、遅くとも津城の築城期までと考えられる。そこには、自然堤防が少なく、主に後背湿地が広がる。

津城下町の西側における地形環境は、次のように変遷したと考えられる。①縄文海進による海の侵入、②砂堆（最も内陸側のもの）の形成に伴うラグーンの形成、③河川の運ぶ堆積物によるラグーンの埋積、④河川の氾濫による自然堤防と後背湿地の形成、⑤完新世段丘の段丘化である。

2. 社会的環境

津城跡の立地する津市丸之内周辺は、官公庁や商業施設が集中する場所であり、公共施設としては、小学校1、幼稚園3、保育園2、公民館1がある。

津城跡及び周辺部の人口及び世帯数は第1表のとおりで、ここ20年の推移を見ると、世帯数・人口とも減少傾向にあり、市街地中心部の空洞化は全国的な傾向と一致する。ただ、昼間の就労人口はこれに比例せず、昼間人口が居住人口（夜間人口）を大きく上回っている。

第1表 津城跡及び周辺部の世帯数・人口の推移

町名・字名	平成20年3月31日		平成10年3月31日		昭和63年3月31日	
	世帯数	人口	世帯数	人口	世帯数	人口
大門	369	653	367	804	431	1,107
中央	221	498	223	537	220	613
新立町津	13	24	16	34	18	55
万町津	62	134	61	153	74	208
北町津	34	67	34	77	30	100
東町津	19	40	18	46	25	72
新東町塔世	107	233	124	317	135	405
丸之内養正町	224	497	234	597	241	727
北丸之内	178	365	180	468	207	625
西丸之内	608	1,309	653	1,597	723	1,888
南丸之内	406	834	438	994	433	1,110
丸之内	276	573	312	764	366	1,042
東丸之内	437	904	410	970	394	1,156
合計	2,954	6,131	3,070	7,538	3,297	9,108

交通環境は、戦後復興の中で敷設されて「50m道路」と称された本市の中心部を縦断する国道23号が南北に通っている。これを南北軸として、東西方向には主要地方道津芸濃大山田線が海岸部の津なぎさまちと伊勢自動車道津インターチェンジを結ぶ東西軸となって直交している。

鉄道は、区域南西に近鉄津新町駅があり、1日平均6,742人（平成20年度）の乗降客数がある。

当該地域は例年10月開催の津まつりをはじめとする各種イベントの開催会場として賑わいを見せるほか、史跡部分を活用したイベントも行われている。

3. 歴史的環境

津城跡の位置する津市丸之内周辺は元来安濃川の河口デルタにあたり、築城以前は海岸近くに砂堆と入江が入り組む低湿地状の場所であった。

周辺地域の歴史として、安濃川下流域左岸の自然堤防上に、弥生時代の拠点集落と位置付けられる納所遺跡があり、原始古代の津の中心地であったと想定される。

古代においては、下流部北岸の四天王寺周辺で寺院関連の遺跡があり、瓦窯も存在している。

近世になり、慶長13年(1608)に藤堂高虎が入府して以降、幕末まで津藩は一度も領主を変えることなく260年の永きにわたる城下町として、また伊勢街道の宿場町として繁栄した。

近代以降の津の町は、藩政下の城下町に引き続いて行政拠点としての県庁所在地となり、地方行政機関が集中する場所となり、城域には数多くの公共施設が設けられることとなった。また、市街地の拡大により、城跡の外堀や内堀は明治・大正期を通じて徐々に埋められてきた。

終戦直後、戦災により被害を受けた市中心部の瓦礫の処理のために内堀が埋められ、現在の堀の範囲が残るのみとなった。

(1) 堀埋め立ての経過

津城は明治2年に廃城となり、その後、明治25年より東外堀の一部から埋め立てが開始され、33年頃に北外堀の京口門付近と西外堀の伊賀口門付近が埋め立てられ、翌年までには東外堀の大部分の埋め立てを終えた。次いで、40年までに京口町の堀の一部を、翌41年には南・北外堀の大部分が埋め立てられた。

大正元年には、鯿堀（岩田川と接する南東部分）東南部を、9年頃には西堀端付近の外堀が埋め立てられた。12～13年頃には、鯿堀は中央部を残して東部と西部が埋められた。また、東内堀の東南部分の埋め立てもこの頃である。

大正15年から昭和4年にかけて、北内堀の埋め立てが行われ、東内堀の一部や、鯿堀中央部も埋め立てられた。9年には、南町通りに沿って南内堀の南部分が細長く埋められた。11年には東内堀は全く姿を消した。広大な南内堀（P26～27・写真2・3参照）は、戦災復興のため、ごみ、焼け瓦、瓦礫の捨て場となり、25年から南内堀の埋め立てが行われ、33年まで続いた。

(2) 城内の変遷

津城は、明治2年の藩政改革の後、津藩庁舎や廃藩置県後の津県庁舎として使用された。明治4年11月22日に津県が廃止され、安濃津県が設置されると、執務場所は大門に移転する。明治5年、旧藩主はその居宅を引き払い、上京移住する。そこで、城内の官舎、土蔵等の建物一切は入札売却となって取り除かれ、櫓、多門及び藩校の建物だけが残り、城地一切を陸軍省が所轄する。

明治12年、外堀沿いの平櫓12棟と中島口門櫓1棟売却。明治18年には本丸櫓、多門櫓、外堀の2門（京口門、伊賀口門）が取り壊される。

明治22年、津城跡は陸軍省から再び、藤堂家に払い下げられる。また同年には北外堀と北内堀の間に裁判所が新築（現在位置付近）。明治25年以降、旧土堤や外堀等が埋め立てられ、市街地化が進む。また、高山神社は、明治9年創始で、当初は下部田村広明の八幡神社境内にあったが、明治36年に本丸跡地内に移される。大正13年頃には、高山神社への参道が西内堀内に設置される。

太平洋戦争により、城内にあった高山神社建物等が焼失する。昭和22年6月に津特別都市計画土地地区画整備事業が認可され、公園緑地として津城跡の整備計画が立ち上がる。昭和24年2月、津城跡西之丸内に藤堂家より用地買収の上で県立図書館が落成。

昭和33年1月、藤堂家の所有する津城跡部分用地を津市が購入。同年2月に市指定文化財史跡に指定。「津城保存会」が結成され、東鉄門前に鉄筋コンクリート製の三層模擬櫓が建築。翌34年には、お城前公園（東内堀跡）が完成。

昭和42年5月、県立図書館が西之丸内から広明町へ移転。同年10月の津市戦災復興記念として42年から45年にかけて、日本庭園や、噴水をもつ洋風公園等の整備が進められ、公園名称が公募により「お城公園」に決定。また、この間に高山神社が本丸内から南内堀跡に移転。

昭和45年9月、県より管理引継を市議会で議決。また翌年7月には県より全面移管する市議会議決。最終的には、土地地区画整理事業が終了した昭和56年7月4日、県より換地清算による管理引継が行われる。

4. 現況

津城跡の現状は、史跡指定地以外の城郭部分はほとんど市街地化されており、往時のまま残されている建造物は皆無に近い。堀についても内堀の一部を残すのみである。

現在、史跡指定地は津市の所管する「お城公園」となっており、津市において管理が行われている。

(1) 史跡指定範囲

① 城郭に伴う遺構

史跡指定範囲内には、城郭に伴う遺構として、本丸や西之丸の石垣（天守・櫓など）と、内堀の一部がある。

石垣については、総体的に良好な残存状態にある。本丸では、北側の両角に位置する三重櫓台（丑寅櫓・戌亥櫓）をはじめ、東側の二重櫓台（太鼓櫓・月見櫓）や、南西隅の天守台等が、また西之丸では、南西隅の玉櫓台や枳形が一部残る。また、

本丸南辺には、藤堂高虎が改修したとされる石垣の東側への拡張部分が認められる。(P11～12写真参照)

しかしながら、築城後約400年が経過した現在、石垣に孕み等の認められる箇所等があることから、その位置を第3図に示した。

本丸内では北辺石垣の内側を中心とした4箇所、東辺石垣の外側で1箇所、南西天守台の上部1箇所と外側の2箇所、また西之丸では南辺で3箇所、西辺で2箇所、北西角で1箇所である。これらは、経年変化が原因であるとともに、後世の樹木等により影響を受けたものも見られる。

② 城郭に伴わない施設

史跡指定範囲内には、城郭に伴わない施設として、公園施設をはじめ、管理施設、顕彰施設、観光施設、公共施設など様々な施設が分布している。これらは、主に津城跡本丸内と本丸の北東側の公園（旧内堀北東）及び本丸の南側の公園（旧内堀南東）などに集中する傾向がみられる。(第4図参照)

本丸内部は、都市公園としての諸施設が設けられ、その中心には噴水があつて周囲はブロック舗装され、外周に池や遊歩道が設けられて公衆トイレも設置されている。四周の櫓台石垣は南北側は往時の姿を留めているものの、東西部分の一部が取り払われている。南西隅部分の天守台は残存している。また、本丸内部平坦地の樹木はそのほとんどが戦後の公園化に伴って植樹されたものである。外周に残る櫓台石垣上には植樹あるいは自生した松が生い茂り、その根が石垣の一部を孕ませる原因となっている。なお、東鉄門跡脇の石垣上には、昭和33年に戦後復興のシンボルとして建設された鉄筋コンクリート製の三層模擬櫓が建つ。

本丸西側の西之丸は、本丸につながる土橋の両脇の堀が埋められ、本丸に連続するような形で日本庭園として整備されている。ここには、藩校有造館の正門入徳門が移築されており、これが藩政時代のものとして唯一残る建造物である。また、二之丸への虎口からの橋は元来木橋であったが、公園整備に伴って土橋状の通路に改変されている。

本丸南側の内堀部分は戦後全て埋め立てられ、埋門を出た場所は公園となり、その西側には鉄筋コンクリート4階建ての津市公園会館（社会福祉センター）が建つ。

本丸西及び北側は、堀の景観を留めている唯一の内堀部分である。しかし堀幅の北側半分程度は明治期から昭和初期に埋め立てられて市街地となり、新しく積み直された石垣が残る。



西之丸玉櫓石垣（南から）



本丸丑寅櫓石垣（南東から）



西之丸玉櫓石垣（北西から）



本丸太鼓櫓石垣（北東から）



本丸戌亥櫓石垣（西から）



本丸東辺石垣（東から）



本丸北辺石垣（北東から）



本丸月見櫓石垣（南東から）



本丸南辺石垣の拡張部分（南東から）



本丸天守台石垣（北東から）



本丸南西角石垣（北西から）



本丸南辺石垣（南西から）



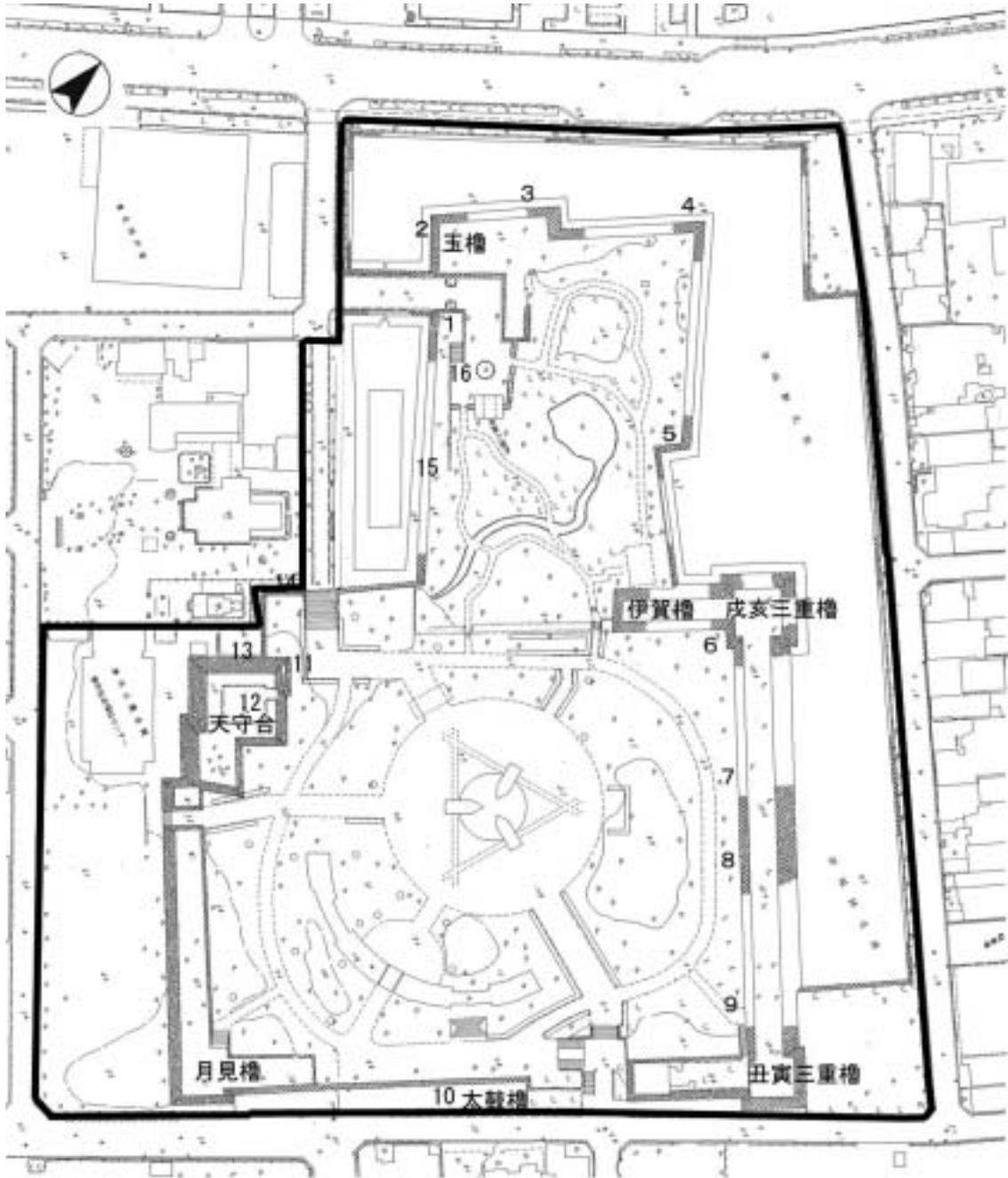
本丸西辺石垣（南西から）



本丸南辺 埋門石垣（南から）



西之丸 石垣（南東から）



第3図 史跡内の石垣孕み箇所等位置図



1 西之丸 虎口石垣の孕み(西から)



5 西之丸北東角石垣の緩み(東から)



2 玉櫓石垣の孕み(南から)



6 本丸戌亥櫓内側角石垣の崩れ(南西から)



3 西之丸西辺石垣の孕み(南から)



7 本丸北辺石垣の孕み(東から)



4 西之丸北西角石垣の根による孕み(東から)



8 本丸北辺石垣の陥没(南から)



9 本丸北辺石垣の孕み



13 天守台西辺石垣の孕み（北から）



10 本丸東辺石垣の孕み（北東から）



14 本丸西辺石垣の孕み（北から）



11 天守台北西角石垣のずれ（東から）



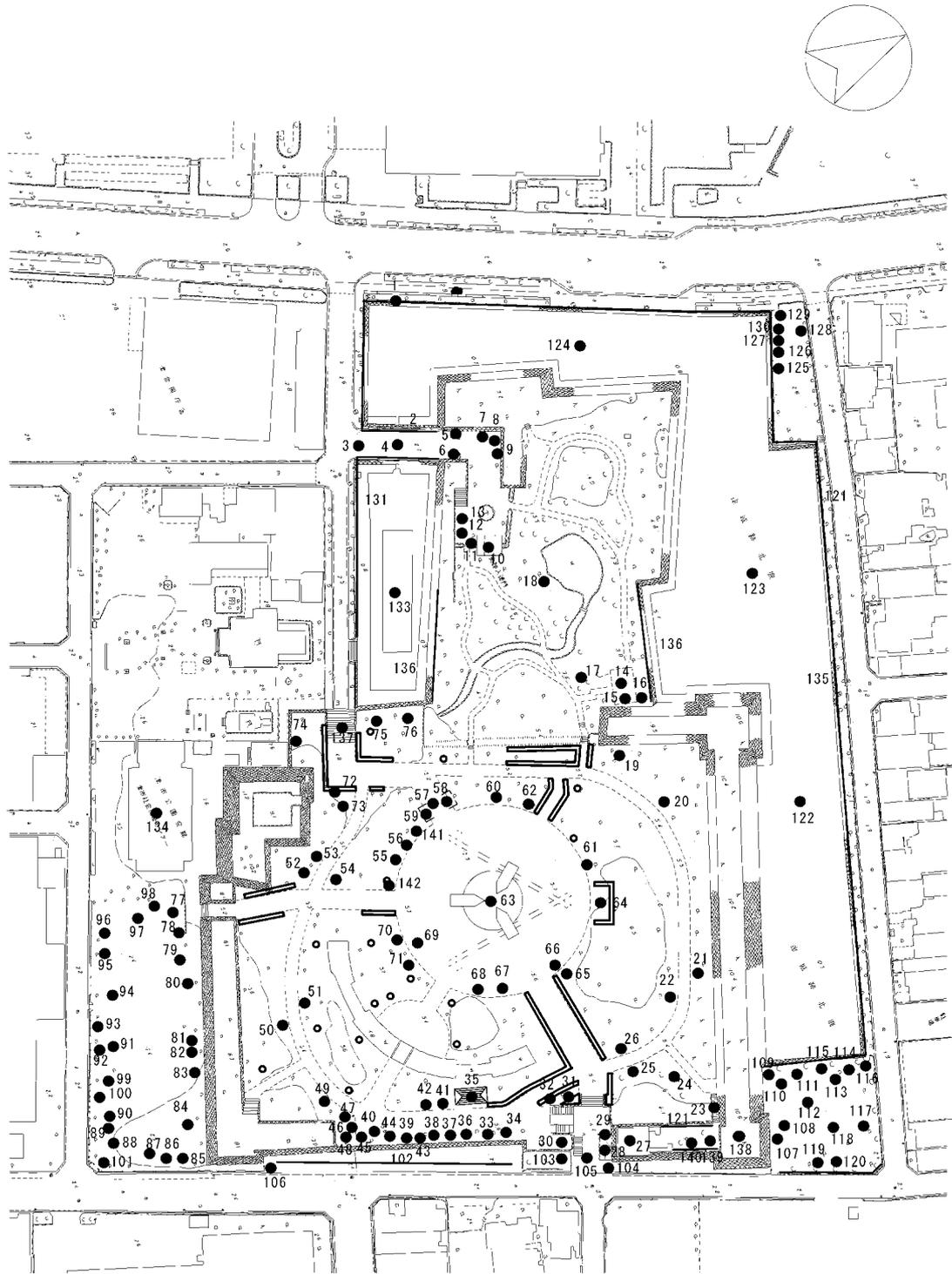
15 後補西辺石垣の孕み（南から）



12 天守台上部北辺石垣の崩れ（南から）



16 西之丸階段の根による崩れ（東から）



第4図 史跡内の城郭に伴わない位置図

第2表 史跡内の城郭に伴わない施設一覧表

番号	施設名	位置	区分	規模等(長さ×幅×高さ)	備考
1	角柱看板	内堀	公園施設	高さ2.8m コンクリート基礎	啓発看板
2	防護柵	内堀	管理施設	高さ1.2m コンクリート基礎 総延長355m	
3	車止	内堀	管理施設	24×22×57cm 4個	
4	橋	内堀	管理施設	19.83×7.9×0.89m (欄干高)	
5	花壇	西之丸	公園施設	2.05×1.64×0.81m	
6	花壇	西之丸	公園施設	2.07×1.54×0.83m	
7	日本庭園案内板	西之丸	管理施設	1.23×0.39×1.9m	
8	看板(みんなの公園を大切にしよう)	西之丸	公園施設	0.9×0.6×1.6m	
9	津城跡説明板	西之丸	顕彰碑等	1.4×0.9×1.98m	教委
10	入徳門	西之丸	文化財	4.42×4.34×4.85m	教委
11	入徳門説明板	西之丸	顕彰碑等	1.3×0.9×1.8m	教委
12	木製ベンチ	西之丸	公園施設	1.19×0.41×0.31m	
13	木製ベンチ	西之丸	公園施設	1.19×0.41×0.31m	
14	東屋	西之丸	公園施設	3.15×3.15×2.4m 9.92㎡	
15	看板(美しい町づくりの運動)	西之丸	公園施設	0.6×0.45×1.64m	
16	ポンプ施設	西之丸	管理施設	1.62×1.12×0.5m	
17	水銀灯	西之丸	管理施設	高さ4.75m コンクリート基礎	
18	水銀灯	西之丸	管理施設	17と同じ	
19	永遠の平和の銅像	本丸	顕彰碑等	1.97×0.88×3.0m 基礎高1.3m	
20	水銀灯	本丸	管理施設	高さ5.5m コンクリート基礎	
21	土井馨牙石碑	本丸	顕彰碑等	1.45×1.44×3.25m 基礎高0.38m	
22	水銀灯	本丸	管理施設	20と同じ	観光用
23	模擬櫓昇降用階段	本丸	管理施設	7.3×1.7×3.0m コンクリート製	
24	照明(模擬櫓ライトアップ用)	本丸	管理施設	1.41×0.97×0.8m	
25	コンクリート製ベンチ	本丸	公園施設	1.8×0.72×0.4m	
26	コンクリート製ベンチ	本丸	公園施設	25と同じ	
27	模擬三重櫓	本丸石垣	観光施設	RC造 高さ9.2m	S33建設
28	角柱(丸之内本丸)	本丸	顕彰碑等	0.2×0.2×1.22m コンクリート基礎	
29	津城跡説明板	本丸	顕彰碑等	2.3×1.44×2.25m	教委
30	照明(ライトアップ)	本丸	管理施設	24と同じ	
31	津城跡説明石碑	本丸	顕彰碑等	1.43×0.5×1.15m	
32	看板(みんなの公園を大切にしよう)	本丸	公園施設	7と同じ	
33	津城跡角柱	本丸	顕彰碑等	0.26×0.3×1.96m	教委
34	水銀灯2	本丸	管理施設	20と同じ	
35	便所	本丸	管理施設	木造6.8×3.8×3.0m 基礎7.8×4.4m	
36	木製ベンチ	本丸	公園施設	1.5×0.39×0.42m	
37	木製ベンチ	本丸	公園施設	36に同じ	
38	木製ベンチ	本丸	公園施設	36に同じ	
39	背伸ばし木製ベンチ	本丸	公園施設	1.83×0.53×0.65m	
40	背伸ばし木製ベンチ	本丸	公園施設	1.24×0.53×0.65m	
41	木製ベンチ	本丸	公園施設	36に同じ	
42	木製ベンチ	本丸	公園施設	0.91×1.14×0.75m	
43	看板(美しい町づくりの運動)	本丸	公園施設	15と同じ	
44	背伸ばし木製ベンチ説明板	本丸	公園施設	0.28×0.26×0.95m	
45	背伸ばし木製ベンチ説明板	本丸	公園施設	45と同じ	
46	水のみ	本丸	公園施設	1.0×0.34×0.8m	
47	電柱	本丸	管理施設	0.3×0.3×10m	
48	電柱	本丸	管理施設	0.2×0.2×6.0m	
49	引込制御盤	本丸	管理施設	0.8×0.6×1.74m	

番号	施設名	位置	区分	規模等(長さ×幅×高さ)	備考
50	水銀灯	本丸	管理施設	20と同じ	
51	平和の石碑	本丸	顕彰碑等	2.5×1.2×1.85m	
52	コンクリート製ベンチ	本丸	公園施設	25と同じ	
53	コンクリート製ベンチ	本丸	公園施設	25と同じ	
54	噴水制御盤	本丸	管理施設	1.45×1.16×2.25m	
55	藤堂高虎公銅像	本丸	顕彰碑等	5.1×3.21×3.21m	
56	藤堂高虎説明板	本丸	顕彰碑等	1.63×1.16×1.71m	
57	藤棚	本丸	公園施設	6.87×3.57×2.41m	
58	木製ベンチ	本丸	公園施設	1.8×0.48×0.8m	
59	木製ベンチ	本丸	公園施設	58と同じ	
60	水銀灯	本丸	管理施設	高さ5.0m 基礎0.66×0.66m	
61	水銀灯	本丸	管理施設	60と同じ	
62	日本庭園案内板	本丸	管理施設	7と同じ	
63	噴水	本丸	公園施設	14×14×0.5m	
64	高山公遺訓石碑	本丸	顕彰碑等	5.4×1.9×5.4m	
65	水銀灯	本丸	管理施設	60と同じ	
66	水のみ	本丸	公園施設	0.9×0.8×0.7m	
67	木製ベンチ	本丸	公園施設	1.8×0.45×0.6m	
68	背伸ばし木製ベンチ	本丸	公園施設	39と同じ	
69	背伸ばし木製ベンチ	本丸	公園施設	40と同じ	
70	伊勢街道説明板	本丸	顕彰碑等	2.01×1.2×1.92m	
71	水銀灯	本丸	管理施設	60と同じ	
72	看板(みんなの公園を大切にしよう)	本丸	公園施設	7と同じ	
73	水銀灯	本丸	管理施設	60と同じ	
74	コンクリート製ベンチ	本丸	公園施設	25と同じ	
75	コンクリート製ベンチ	本丸	公園施設	25と同じ	
76	コンクリート製ベンチ	本丸	公園施設	25と同じ	
77	遊具	内堀	公園施設	5.8×3.35×0.1~0.4m	南側公園
78	木製ベンチ	内堀	公園施設	1.8×0.53×0.67m	南側公園
79	低鉄棒	内堀	公園施設	5.9×0.48×0.93~1.1m	南側公園
80	旗台	内堀	公園施設	0.24×0.24×1.72m	南側公園
81	ゴミ箱(パンダ)	内堀	管理施設	0.7×0.7×1.0m 基礎1.6×0.8m	南側公園
82	ゴミ箱(サル)	内堀	管理施設	0.7×0.7×1.0m 基礎1.6×0.9m	南側公園
83	木製ベンチ	内堀	公園施設	1.8×0.55×0.72m	南側公園
84	二方向滑り台	内堀	公園施設	6.1×9.8×2.9m	南側公園
85	木製ベンチ	内堀	公園施設	1.8×0.61×0.72m	南側公園
86	コンクリート製ベンチ	内堀	公園施設	1.5×0.3×0.52m	南側公園
87	回転ジム	内堀	公園施設	3.26×3.26×2.6m	南側公園
88	はん登ジャングル	内堀	公園施設	5.7×3.5×3.52m	南側公園
89	プレイスプリング(バイク)	内堀	公園施設	0.62×0.23×0.85m	南側公園
90	プレイスプリング(兎)	内堀	公園施設	0.7×0.3×0.9m	南側公園
91	シーソー	内堀	公園施設	3.0×1.55×0.45m	南側公園
92	木製ベンチ	内堀	公園施設	1.8×0.52×0.66m	南側公園
93	水のみ	内堀	管理施設	46と同じ	南側公園
94	コンクリート製ベンチ	内堀	公園施設	86と同じ	南側公園
95	木製ベンチ	内堀	公園施設	92と同じ	南側公園
96	木製ベンチ	内堀	公園施設	1.8×0.54×0.56m	南側公園
97	四連ブランコ	内堀	公園施設	7.75×4.8×2.5m	南側公園
98	トイレ案内板	内堀	管理施設	0.45×0.3×0.75m	南側公園
99	木製ベンチ	内堀	公園施設	92と同じ	南側公園

番号	施設名	位置	区分	規模等(長さ×幅×高さ)	備考
100	物置	内堀	公園施設	1.81×1.25×2.07m	南側公園
101	木製ベンチ	内堀	公園施設	83と同じ	南側公園
102	防護柵	内堀	管理施設	1.65×0.29×0.8m 延長68m	東側歩道
103	お城公園石碑	内堀	顕彰碑等	3.5×3.1×2.2m	東側歩道
104	太陽電池入り防護柵	内堀	管理施設	0.18×0.18×0.74m 延長4m	東側歩道
105	車止	内堀	管理施設	3と同じ 3個	東側歩道
106	太陽電池入り防護柵	内堀	管理施設	0.18×0.18×0.74m 延長4m	東側歩道
107	水銀灯	内堀	管理施設	高さ4.8m	北東公園
108	3連ブランコ	内堀	公園施設	6.35×2.68×2.65m	北東公園
109	看板(美しい町づくりの運動)	内堀	公園施設	15と同じ	北東公園
110	水のみ	内堀	公園施設	42と同じ	北東公園
111	木製ベンチ	内堀	公園施設	92と同じ	北東公園
112	花壇	内堀	公園施設	直径3.2m 高さ10cm	北東公園
113	コンクリート製ベンチ	内堀	公園施設	94と同じ	北東公園
114	コンクリート製ベンチ	内堀	公園施設	94と同じ	北東公園
115	遊動木	内堀	公園施設	6.23×2.05×2.1m	北東公園
116	水銀灯	内堀	管理施設	107と同じ	北東公園
117	カーブ雲梯	内堀	公園施設	4.44×0.98×2.5m	北東公園
118	滑り台	内堀	公園施設	4.4×0.6×2.39m	北東公園
119	木製ベンチ	内堀	公園施設	92と同じ	北東公園
120	木製ベンチ	内堀	公園施設	92と同じ	北東公園
121	擬木防護柵	東多聞櫓台	管理施設	東西両側17m	
122	噴水	内堀	公園施設	0.9×0.9m	北堀
123	噴水	内堀	公園施設	122に同じ	北堀
124	噴水	内堀	公園施設	122に同じ	西堀
125	木製ベンチ	内堀	公園施設	1.78×0.53×0.71m	北西角広場
126	木製ベンチ	内堀	公園施設	125と同じ	北西角広場
127	噴水制御盤	内堀	管理施設	0.71×0.37×0.71m	北西角広場
128	防護柵	内堀	管理施設	2と同じ 延長26m	北西角広場
129	津城北堀石碑	内堀	顕彰碑等	0.71×0.37×1.15m	北西角広場
130	引き込み電柱	内堀	管理施設	0.12×0.12×4.8m 基礎 0.6×0.6	北西角広場
131	擬似木防護柵	内堀	管理施設	4の欄干と同じ 高さ0.89m 延長70m	
132	道路	内堀	管理施設	55m×5m	旧神社参道
133	しょうぶ池西	内堀	公園施設	30m×7m	
134	津市公園会館(社会福祉センター)	内堀	公共施設	5階建 鉄筋コンクリート	S.46建設
135	現存内堀外周石垣	内堀	管理施設	総延長355m	
136	石垣	内堀	公園施設	北側、南側に各30m	
137	石階段	本丸	公園施設	8m×7m	
138	水銀灯	丑寅櫓台	管理施設	107と同じ	
139	電力制御盤	東多聞櫓台	管理施設		
140	コンクリート製ベンチ	東多聞櫓台	管理施設	1.7×0.7×0.3m	
141	水銀灯	本丸	管理施設	107と同じ	
142	照明(銅像ライトアップ用)	本丸	管理施設	1灯	
<p>※西之丸部分については、「日本庭園」として整備され、全体的に城郭施設は大きく改変されている。 よって、整備された庭園に関連するもの(池や通路など)として扱い、ここでは取り上げない。 ※東側及び南側道路境の防護柵については、道路に付属する施設として扱い、ここでは取り上げない。</p>					



1 角柱看板



4 橋



6 花壇



7 日本庭園案内板



8 津城跡説明板



10 入徳門



14 東屋



16 ポンプ道施設



19 永遠の平和の銅像



21 土井聳牙石碑



23 模擬櫓昇降用階段



24 照明(ライトアップ用)



27 模擬三重櫓



29 津城跡説明板



35 便所



49 引込制御盤



51 平和の石碑



54 噴水制御盤



55 藤堂高虎公銅像



64 高虎公遺訓石碑



77 遊具



81・82 ゴミ箱



86 コンクリート製ベンチ



90 プレイスプリング



93 水のみ



100 物置



102 防護柵



103 お城公園石碑



104 太陽電池入り防護柵



105 車止



112 花壇



122 噴水



127 噴水制御盤



128 防護柵



129 津城北堀石碑



134 津市公園会館

(2) 史跡周辺範囲（外堀以内）

本丸東側の東之丸付近と二之丸の上級家臣の屋敷地や藩校であった場所は、明治期の埋め立てで市街地化され、現在は商工会議所や市営駐車場などの敷地となり、その東には国道23号が南北に走り、それに沿うように丸之内商店街が展開している。

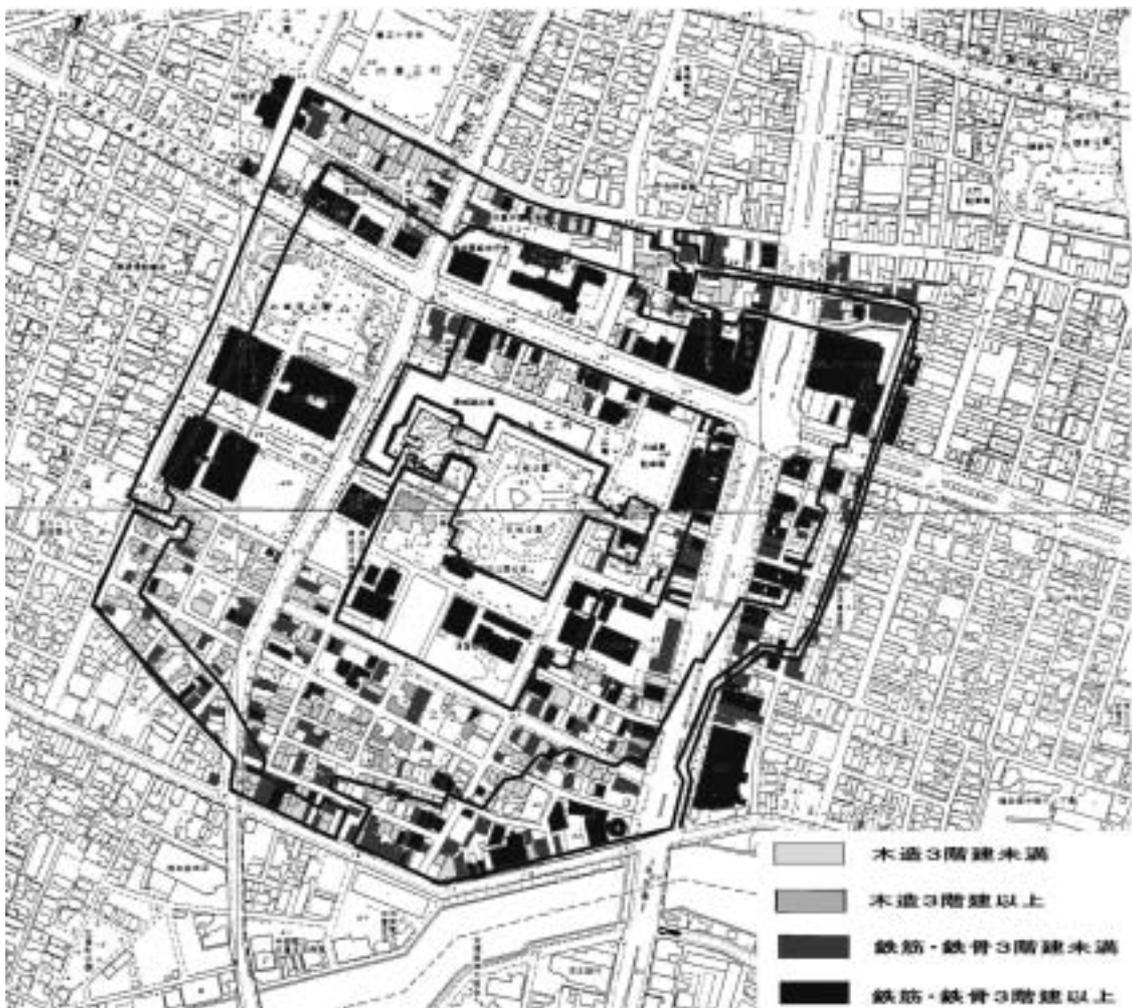
本丸南側は、前述の南側公園と津市公園会館の南側に、これも内堀を埋め立てた部分に津警察署が建ち、それ以南の武家屋敷部分は宅地・商業地である。

西側の二之丸部分は明治期に師範学校敷地となり、戦後大学敷地と移行した後、現在は市役所と駐車場、公園敷地のほか、宅地化されている。

城域の北東隅周辺は、市の中心部で商業ビルや郵便局が建ち、城跡の面影はない。ただし、地下には石垣等の城郭遺構の存在が一部で確認されている。

津城の大手門であった京口門は、津中央郵便局の敷地付近にあたる。

これら外堀以内に所在する建造物については、その構造（鉄筋コンクリートと非鉄筋コンクリート）と高さ（3階未満、3階以上）について調査した結果を、第5図に記載した。



第5図 津城跡内建造物分布図

(3) 城下町範囲(外堀以外)

外堀より外側の部分で、城の南北中心線以西の武家屋敷部分は宅地となって屋敷地の区画をそのまま踏襲する場所も見られる。中心線以東の町屋部分は現在も中心部の商業地で、伊勢街道沿いの宿場町が現在の区画の原形となっている。ただ、建物はほとんどが近代的なビルとなり、往時の面影を残すものは少ない。

城下町の東限として掘削された堀川は、岩田川に繋がる場所の一部を残して埋め立てられ、現在は県道上浜高茶屋久居線が通り、商業ビルが建つ。

5. 指定文化財の状況

区域内の指定文化財は、県指定6、市指定14の合計20件で、詳細は第3表のとおりである。

番号	区分	種別	名称	所在地	所有者	指定年月日
1	県	絵画	紙本淡彩谷川土清肖像画像	丸之内	津市	S31.5.2
2	県	書跡	紙本墨書佐藤文書	丸之内	(財)石水会館	H14.3.18
3	県	書跡	紙本墨書谷川土清関係資料附6点	丸之内	(財)石水会館	H15.3.17
4	県	書跡	紙本墨書本居宣長自筆書状	丸之内	(財)石水会館	H15.3.17
5	県	史跡	津城跡	丸之内	津市	H17.3.17
6	県	無形民俗	唐人踊 附大幟	東丸之内	分部町唐人踊保存会	S58.6.6
7	市	絵画	絹本着色虚空蔵菩薩像	大門	大宝院	S58.6.6
8	市	絵画	絹本着色愛染明王像	大門	大宝院	S58.6.6
9	市	絵画	絹本着色弘法大師像	大門	大宝院	S58.6.6
10	市	絵画	絹本着色大絵大威特明王像	大門	大宝院	S58.6.6
11	市	絵画	絹本着色十二天像	大門	大宝院	S58.6.6
12	市	彫刻	木造阿弥陀如来坐像	大門	大宝院	S53.11.20
13	市	工芸品	銅鐘	大門	観音寺	S31.5.14
14	市	工芸品	銅燈籠	大門	観音寺	S31.5.14
15	市	工芸品	磬	大門	観音寺	S44.6.5
16	市	工芸品	絵馬	丸之内	高山神社	S46.2.20
17	市	工芸品	銅造水盤	大門	観音寺	S61.11.20
18	市	建造物	入徳門	丸之内	津市	S43.1.20
19	市	無形民俗	しゃご馬	東丸之内	津しゃご馬保存会	H9.3.5
20	市	史跡	藩校有造館跡	丸之内	NTT津	S31.5.14

第3表 周辺区域内の指定文化財一覧表

第4節 各種調査の結果

1. 歴史資料調査(絵図調査・史料調査)

津城跡の歴史の変遷を把握するため、これまで江戸時代の津城跡に関わる絵図調査等を実施してきた。これらを見ると、津城跡は、北を安濃川、南を岩田川に挟まれた沖積地に立地する平城であり、中心部に本丸を置き、そこを内堀、外堀が取り囲む輪郭式の曲輪配置であることが判る。

創建時の津城(当時は安濃津城)については、天正8年(1580)に完成し、天守閣を持ち、内堀内に二之丸や三之丸、局丸が配されたようであるが、不明な点が多い。

慶長16年(1611)、藤堂高虎による津城改修の結果、幅広い内堀に囲まれた方形の本丸は、北東隅に丑寅櫓、北西隅に戌亥櫓の三重櫓2基が配される。東西の枳形には黒門が備えられ、その南に太鼓櫓と伊賀櫓、南東隅に月見櫓の3基の二重櫓が建てられ、こ

れらを多門櫓が連結して、本丸周囲を囲んでいる。本丸からは土橋を介して、東之丸、西之丸へと直線的に連結する。西之丸には、桁形や玉櫓が設けられるが、東之丸には構築物はなかったようである。明治初年に撮影された写真1（P26）には、本丸北側の丑寅櫓と戌亥櫓等が写る。

二之丸の西側には御殿をはじめ、城代家老や家老屋敷等の重要屋敷が並び、文政3年（1820）以降には南東に藩校有造館が配されていた。二之丸から城外へ通じる門は、大手門にあたる北の京口門のほか、西の伊賀口門、南の中島口門の3箇所がある。城下とは土橋で結ばれ、外堀を渡る土橋は途中で屈曲する筋違橋となり、直線的に進めない構造である。

外堀外周には、北、西、南の三方に武家屋敷を集中させており、明治後期の写真4（P27）でも西堀端に武家屋敷が整然と配されているのが確認できる。また、海岸寄りを通っていた伊勢街道が城下に引き入れられ町屋が形成され、城下町や宿場として賑わった。その東には堀川が設けられ総構えを目指したが、途中で途絶している。この堀川は舟入として伊勢湾から岩田川を経て城内に至る水運に利用された。堀川のさらに東には寺院が集中的に配されており、防衛拠点として有事に備えていた。

絵図としては、第6図・寛永期（1624～1644）のものが江戸時代初期の家臣配置図として最も古い。以後の絵図には描かれることのない本丸内の建物配置や、寛文期の大火で焼失したとされる天守や小天守も描かれている。

次いで第7図・元禄期（1688～1704）のものでは、二之丸に屋敷を構える重臣のうち、寛永17年（1640）に伊賀上野城代となった藤堂采女に替わり、藤堂出雲の名が記されており、他にも家臣の異動によるものか、屋敷地に記される名の違いがわかる。

第8図・享保4年（1719）の絵図は、現存する絵図の中では最も正確で詳細なものである。寛永期には屋敷地で占められていた二之丸に御対面屋敷や評定所など、藩の役所が設けられている。このほかにも、第9図・宝暦期（1751～1764）以前のものや、第10図・天明期（1781～1789）のものなどが確認されている。

史料調査（各種文献資料）としては、近年発見され、津城の具体的な建物の構造を描いた資料として注目されるのが『御城内御建物作事覚四』である。作成時期は明確ではないが、本丸外周の櫓の構造を詳細に記し、その構造描写から建物の復元も可能なほどに精度が高い。通番と見られる冊子番号が四であることから、複数冊で構成される中の4番目の冊子と考えることができる。これ以前に3冊の冊子が存在する可能性があるが、現在のところ未確認である。

また、弘化2年（1845）に記された『御秘録』（個人蔵）には、津城の「御城櫓多門寸間覚」として、丑寅三重櫓をはじめとする各櫓や多門櫓などの寸法や、窓、狭間の数等が詳細に記述されており、前述した『作事覚四』とあわせて、城内建造物を知る貴重な資料となる。



写真1 北東からみた津城跡本丸・丑寅櫓（樋田清砂氏蔵・明治初年撮影）



写真2 南東からみた津城跡（樋田清砂氏蔵・昭和11年撮影）



写真3 南西から見た津城跡
(手前石垣が本丸天守台、『写真で見る津の昭和の50年』より転載 昭和10年頃撮影)



写真4 津城下西堀端の武家屋敷 (樋田清砂氏蔵・明治後期撮影)



第6図 寛永期津城下図（写） （津市蔵）



第7図 津城下図（元禄期）（樋田清砂氏蔵） 156×141cm



第8図 津御城下分間絵図（享保4年）（樋田清砂氏蔵） 183×184cm



第9図 津絵図（宝暦期以前か）（岡本豊氏蔵） 99×90cm



第10図 津城下図写（天明期の写の写）（岡本豊氏蔵） 162×153cm

2. 埋蔵文化財の調査

津城跡を対象とした埋蔵文化財の調査は、平成8年度以降これまで13件あり、その内容は第4表に示した通りである。特に平成20年度において、内堀石垣と外堀を確認した2つの調査成果が、本計画にとって重要である。

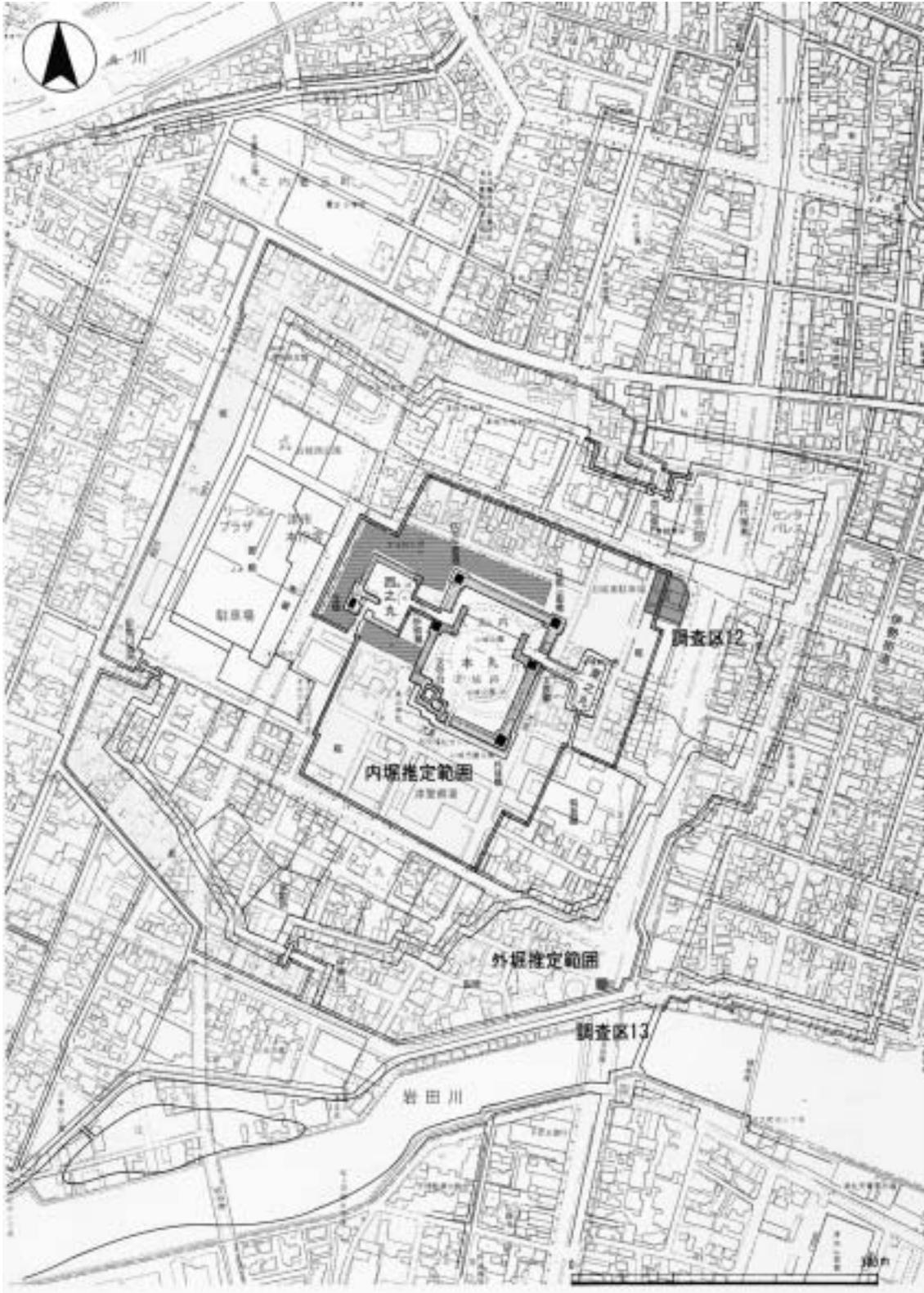
調査区1は、内堀の北東側にあたる民間ビル建設予定地において、江戸時代の城下図に描かれた通りの位置で、内堀石垣が発見された。この石垣は長さ25mにわたって南北方向に続き、市街地化の影響を受けて上部が壊されていたものの、高さは0.2～2.5m以上あることが確認できた。この部分の本丸からの内堀幅は約85mあることが確定した。また石垣に接続する暗渠排水溝も確認された。この調査では、内堀北東隅は確認されなかったものの、北側の県道付近で西側に曲がるものと推定でき、絵図等で記された通り、本丸を幅広い内堀が囲んでおり、津城の大きな特徴とされた内堀規模を実証した。

調査区2は、外堀南東側にあたる場所での工事立会の結果、かつて鯰堀と呼ばれた外堀の一部を確認した。外堀上部は、やはり市街地化の影響を受け攪乱されていたものの、地表下約3.5mの深さで堀底面を確認した。

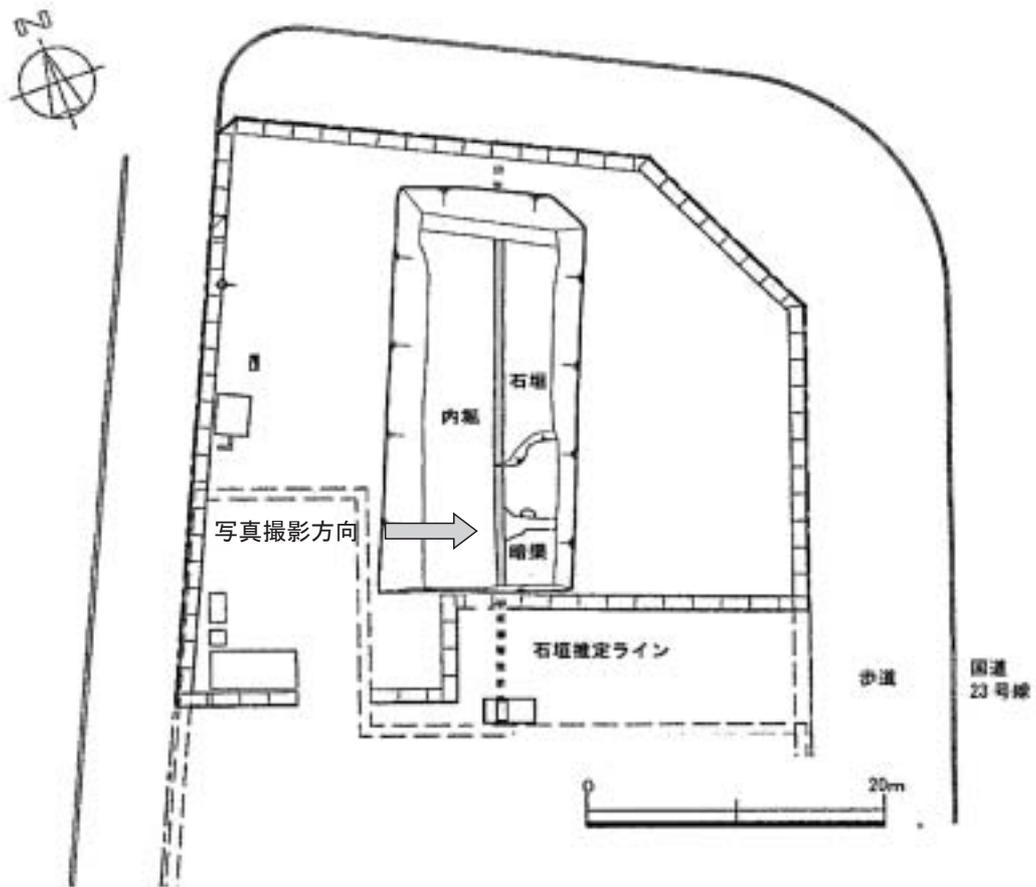
このように、かつて広大な面積をもつ津城跡は、市街地化の影響を受けて、地上にその痕跡はほとんど残されていないものの、地下には遺構の存在が推測できることから、これらを念頭において対応を行う必要がある。

第4表 津城跡発掘調査一覧

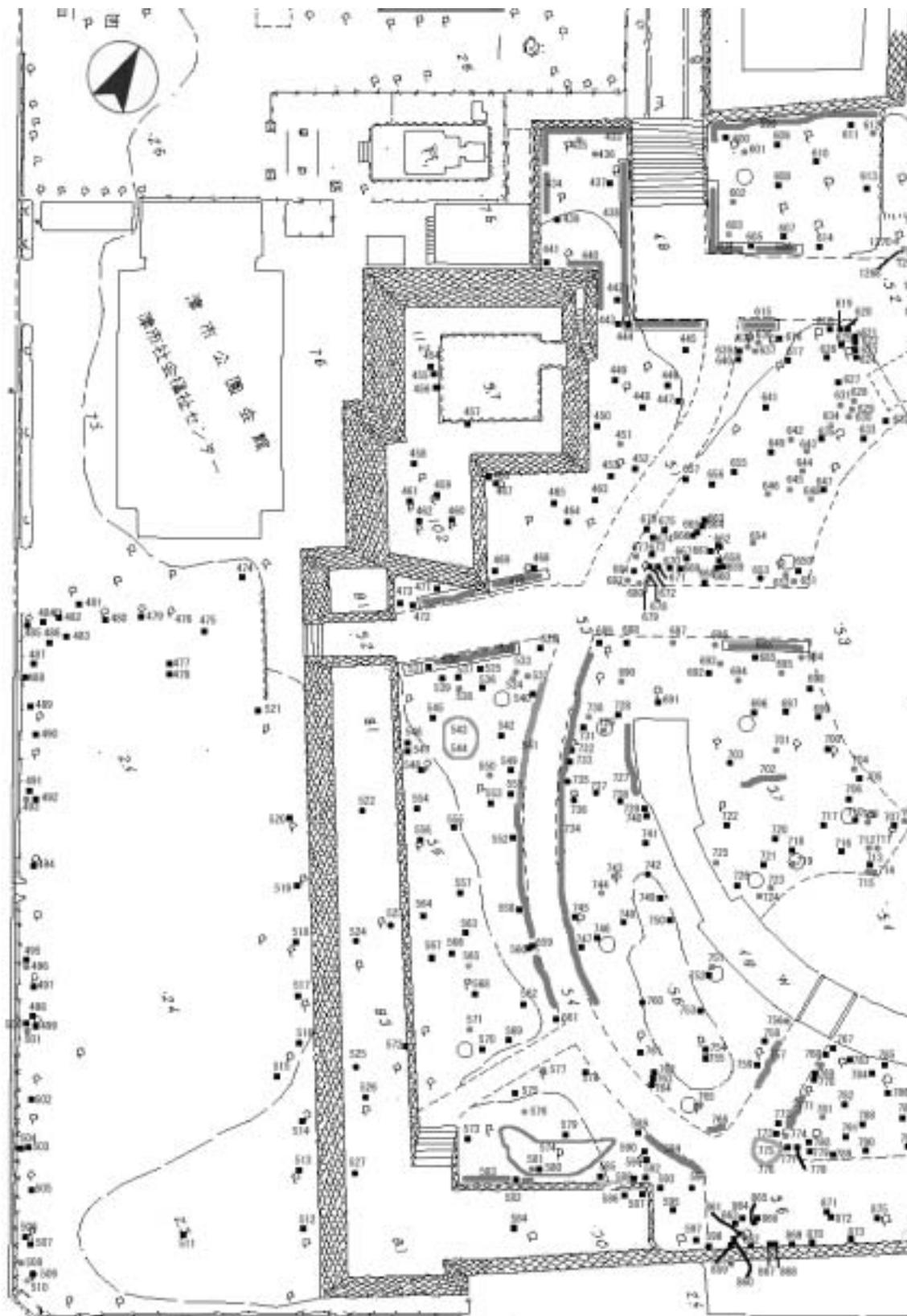
No.	所在地	年度	種別	面積	期間	調査原因	調査機関	遺構	遺物	結果の概要
1	津市丸之内	H8	工事立会			警察署 建設	県埋文 センター	内堀		
2	津市中央	H9	試掘調査	34㎡		合同ビル 建替	市教委	石	陶磁器	4箇所の試掘坑のうち、1箇所で径60cmの石を確認。時期不明。その他は近代以降の攪乱が多い。
3	津市中央	H9	試掘調査	36㎡		合同ビル 建替	市教委	石列		南北方向の調査区(12m×3m)中央で、石列を検出。時期不明。
4	津市中央	H10	試掘調査	32㎡		合同ビル 建替	市教委	なし		攪乱多く、近世の遺構・遺物なし。
5			工事立会			下水道 工事	県埋文 センター	なし	なし	
6		H17	現地確認			マンション 建設	市教委	なし		
7	津市丸之内	H18	工事立会	1㎡	H18.9.8	電柱設置	市教委	なし	なし	
8	津市丸之内	H18	工事立会		H19.2.23	マンション 建設	市教委			
9	津市西丸之内 23番1号	H19	確認調査	16㎡	H19.7.4	下水道 工事	市教委	なし	なし	
10	津市西丸之内 23番1号	H19	工事立会	28.3㎡	H19.8.6 ～7	下水道 工事	市教委	なし	なし	
11	津市丸之内 234番地	H19	工事立会	25.5㎡	H20.3.17	個人住宅 建設	市教委	なし	なし	
12	津市丸之内 234番地	H20	確認調査・ 発掘調査	50㎡ 349㎡	H20.6.3 ～11.30	銀行ビル 建設	市教委	内堀・ 石垣	陶磁器・瓦・ 木製品 弥生土器・ 山茶碗	調査区1 内堀石垣長さ約25m、残存高約2.5m
13	津市東丸之内	H20	工事立会	24㎡	H.20.7.5 ～8	下水道 工事	市教委	外堀		調査区2 絵図による外堀南東角

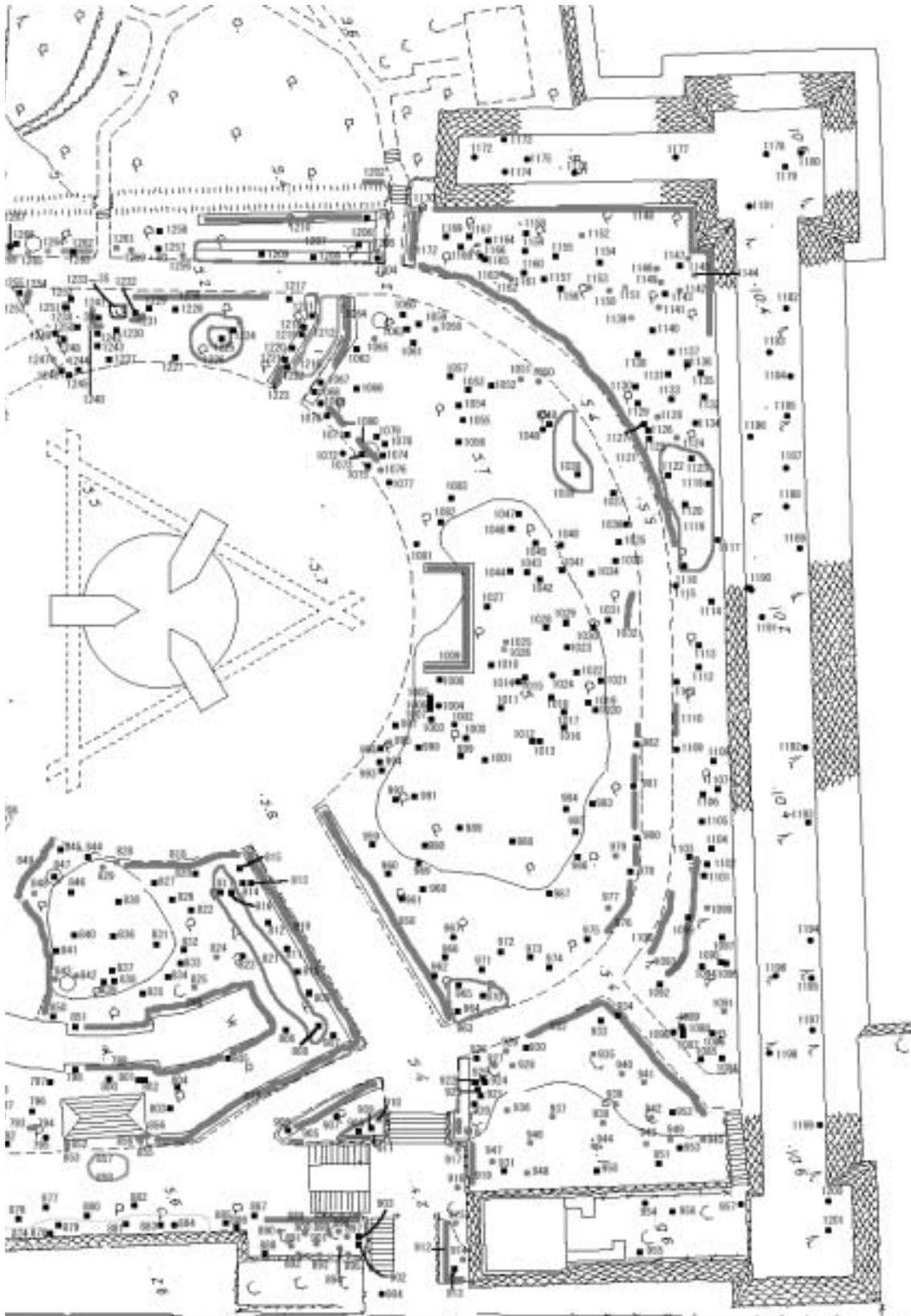


第12図 調査区12・13位置図

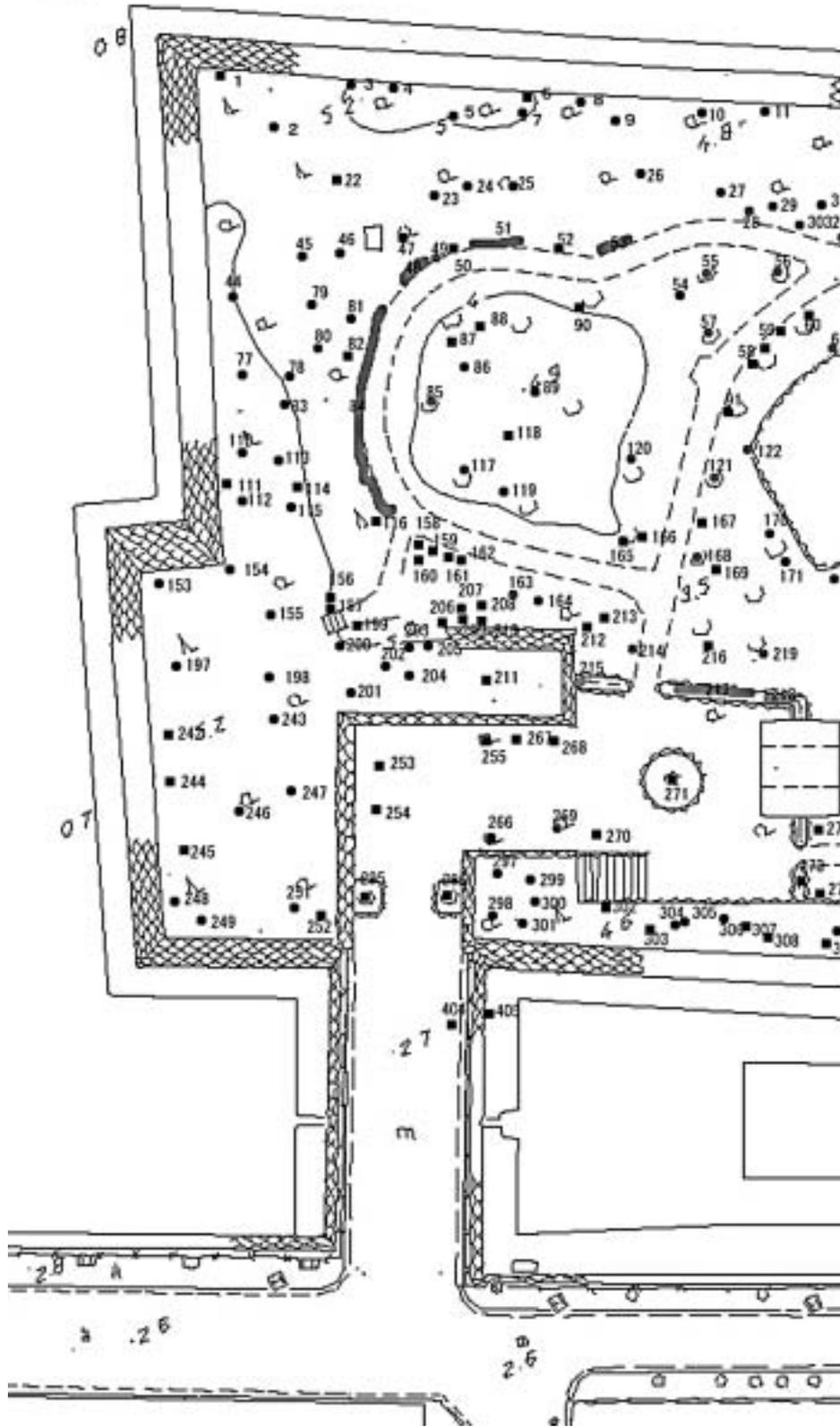


第13図 調査区13遺構配置図・内堀石垣写真（西から）





第14図—1 植栽分布図〔本丸部分〕



3. 植栽調査

史跡指定範囲内の植栽調査

今回の調査では、樹木を針葉樹と広葉樹、雑木の3種に大別して、その位置又は分布範囲等を記した植栽調査位置図（第14図－1・2）と、樹種や胸高幹周り、高さ等を記した一覧表（第5表）を掲載した。

史跡指定範囲の植栽については、昭和46年までに日本庭園や噴水施設等が整備された際、新たに植えられたものがある。それ以前の状況については判然としないものの、江戸時代のまま残されているものは皆無に近いと考えられる。

針葉樹は、クロマツ、アカマツ、ヒノキ、スギ、ゴヨウマツ、アイノコマツ等があり、その内、クロマツ、アカマツは、本丸北側石垣上と南側石垣上に分布している。西之丸でも、クロマツ、アカマツは北・西・南端を中心に分布がみられる。

次に広葉樹は、イチョウ、エノキ、カラタチ、ソメイヨシノ、シナサクズミ、モミジバスズカケ、キササゲ、イヌマキ等がみられる。中でも本丸の東側石垣裾や、天守台内とその裾に、比較的大きなエノキやイチョウが分布している。

その他の雑木については、他所から持ち込まれたものと考えられる。

今回の植栽調査において、石垣等に影響を与えている樹木として、本丸や西之丸のクロマツやアカマツ等があげられる。これらは石垣内で根が大きく成長し、石垣間に隙間を生じ、膨張させるなどしており、今後その取り扱い協議が必要となる。

第5表 植栽調査一覧表

No.	樹種	区別	幹周(cm)	No.	樹種	区別	幹径(cm)	No.	樹種	区別	幹径(cm)
1	ソメイヨシノ	広	22	73	シャシチャンボ	広	100	145	サツキ	雑	90
2	クロマツ	針	108	74	キンメツゲ	広	170	146	サツキ	雑	120
3	クロマツ	針	166	75	ハクモクレン	広	24	147	マメツゲ	雑	80
4	クロマツ	針	221	76	サツキ	雑	50	148	ゴヨウマツ	針	22
5	クロマツ	針	116	77	ツバキ	広	25	149	マメツゲ	雑	80
6	エノキ	広	173	78	マツツゲ	広	80	150	ヤツデ	雑	100
7	クロマツ	針	90	79	マツツゲ	広	80	151	マメツゲ	雑	70
8	アカマツ	針	103	80	クロマツ	針	116	152	キンメイモウソウ	雑	50
9	ヒノキ	針	93	81	ヒノキ	針	86	153	スギ	針	104
10	クロマツ	針	185	82	ヒノキ	針	58	154	ヤズツバキ	広	44
11	クロマツ	針	170	83	ヒラドツツジ	雑	100	155	ヤズツバキ	広	29
12	クロマツ	針	76	84	スギ	針	75	156	マメツゲ	広	80
13	クス	広	248	85	モチノキ	広	63	157	ネズミモチ	広	100
14	ソメイヨシノ	広	53	86	ヒノキ	針	93	158	イヌマキ	雑	250
15	イクモクレン	広	23	87	レンギョウ	雑	90	159	マメツゲ	広	120
16	シャリンバイ	広	700	88	サツキ	雑	130	160	ドウダンツツジ	雑	17
17	ソメイヨシノ	広	53	89	ヒラドツツジ	雑	200	161	ヤマモモ	広	202
18	マメツゲ	雑	80	90	イヌマキ	広	46	162	クロマツ	針	169
19	イヌビワ	広	60	91	ウメ	広	30	163	クロマツ	針	173
20	クロガネモチ	広	82	92	アイノコマツ	針	69	164	クロマツ	針	118
21	イロハモミジ	広	111	93	サツキ	雑	100	165	イロハモミジ	広	82
22	ヤマザクラ	広	101	94	モッコク	広	31	166	エノキ	広	74
23	ヒノキ	針	111	95	アイノコマツ	針	39	167	ホルトノキ	広	29
24	ヒノキ	針	79	96	サツキ	雑	110	168	アイツカイブキ	広	23
25	ヒノキ	針	100	97	サツキ	雑	70	169	アイツカイブキ	広	24
26	ヒノキ	針	118	98	サツキ	雑	100	170	アイツカイブキ	広	21
27	イヌビワ	雑		99	モッコク	広	77	171	アイツカイブキ	広	25
28	ライラック	雑		100	アイノコマツ	針	35	172	ナンテン	雑	150
29	イボダギ	雑	120	101	アイノコマツ	針	56	173	ナンテン	雑	151
30	イボダギ	雑	120	102	サルスバリ	広	36	174	イヌツゲ	広	110
31	ヒノキ	針	115	103	ドウダンツツジ	雑	110	175	キンモクセイ	広	65
32	ライラック	雑	60	104	マツツゲ	広	80	176	イヌツゲ	広	60
33	イボダギ	雑	150	105	マツツゲ	広	80	177	ドウダンツツジ	雑	130
34	ヒラドツツジ	雑	120	106	マツツゲ	広	80	178	モッコク	広	43
35	ヒラドツツジ	雑	180	107	マツツゲ	広	80	179	サツキ	雑	100
36	ハクモクレン	広	27	108	マツツゲ	広	80	180	アイノコマツ	針	31
37	サザンカ	広	150	109	マツツゲ	広	100	181	サツキ	雑	80
38	ハクモクレン	広	52	110	シャシチャンボ	広	36	182	サツキ	雑	70
39	ハクモクレン	広	48	111	マツツゲ	広	90	183	サラサドウダン	広	—
40	シモクレン	広	25	112	ドウダンツツジ	広	33	184	サツキ	雑	60
41	マツツゲ	雑	80	113	マメツゲ	広	90	185	サツキ	雑	70
42	シャリンバイ	広	140	114	クロマツ	針	116	186	サツキ	雑	50
43	アイノコマツ	針	25	115	ソメイヨシノ	広	198	187	イロハモミジ	広	63
44	ドウランツツジ	雑	100	116	クロマツ	針	142	188	サツキ	雑	50
45	イロハモミジ	広	101	117	ヒノキ	針	100	189	モチノキ	広	111
46	クロマツ	針	152	118	イロハモミジ	広	46	190	ドウダンツツジ	広	150
47	ヒノキ	針	91	119	ヒノキ	針	72	191	クス	広	50
48	スギ	針	94	120	キンモクセイ	広	88	192	アイノコマツ	針	33
49	キンモクセイ	広	115	121	ヒラドツツジ	雑	200	193	サツキ	雑	60
50	レンギョウ	雑	90	122	コバノミツバツツジ	広	250	194	サラサドウダン	広	100
51	サツキ	雑	90	123	アイノコマツ	針	35	195	サツキ	雑	60
52	ネムノキ	広	122	124	サツキ	雑	120	196	サラサドウダン	広	100
53	レンギョウ	雑	90	125	ヒラドツツジ	雑	200	197	サツキ	雑	60
54	クロガネモチ	広	90	126	サツキ	雑	60	198	サンゴジュ	広	37
55	イボタノキ	雑		127	アイノコマツ	針	24	199	イヌツゲ	雑	120
56	アイノコマツ	針	69	128	サツキ	雑	50	200	サトザクラ	広	59
57	サツキ	雑	80	129	サツキ	雑	40	201	サザンカ	広	24
58	ヒラドツツジ	雑	120	130	サツキ	雑	80	202	マメツゲ	雑	60
59	ヒラドツツジ	雑	150	131	ドウダンツツジ	雑	80	203	クチナシ	雑	60
60	サザンカ	広	63	132	サザンカ	広	63	204	ヤマモモ	広	67
61	シモクレン	広	39	133	サツキ	雑	60	205	ヤマモモ	広	85
62	ウメ	広	46	134	ノムラカエデ	広	17	206	ヤブツバキ	広	19
63	ハクモクレン	広	48	135	サツキ	雑	100	207	クロガネモチ	広	64
64	ドウダンツツジ	雑	70	136	サザンカ	広	48	208	クロガネモチ	広	47
65	サツキ	雑	70	137	サツキ	雑	110	209	クロマツ	針	109
66	ドウダンツツジ	雑	70	138	サツキ	雑	120	210	イヌビワ	広	47
67	サツキ	雑	70	139	マツツゲ	広	90	211	スギ	針	131
68	サツキ	雑	100	140	ヒラドツツジ	雑	100	212	センダン	広	69
69	カナメモチ	広	110	141	ヒラドツツジ	雑	100	213	クロマツ	針	207
70	ヒラドツツジ	雑	110	142	サツキ	雑	60	214	ヒノキ	針	80
71	サツキ	雑	130	143	イヌツゲ	広	80	215	ヒノキ	針	69
72	サザンカ	広	24	144	ヒラドツツジ	雑	80	216	アカマツ	針	162

(広：広葉樹、針：針葉樹、雑：雑木)

No.	樹種	区別	幹周(cm)	No.	樹種	区別	幹径(cm)	No.	樹種	区別	幹径(cm)
217	ニヌ	針	113	289	アラカシ	広	159	361	アラカシ	広	92
218	ヒノキ	針	67	290	アラカシ	広	115	362	ネズミモチ	広	32
219	ヒノキ	針	128	291	ドウダンツツジ	雑	22	363	クロマツ	針	128
220	ホルトノキ	広	200	292	サツキ	雑	50	364	ドウダンツツジ	雑	24
221	アオキ	広	—	293	サツキ	雑	50	365	ウメ	広	36
222	ヤマモモ	広	29	294	アラカシ	広	60	366	ゲッケイジュ	広	10
223	クチナシ	広	60	295	サツキ	雑	90	367	イヌマキ	広	50
224	アイヅカイブキ	広	23	296	ヒラドツツジ	雑	50	368	イロハモミジ	広	60
225	アマミゴヨウ	広	25	297	サトザクラ	広	128	369	イロハモミジ	広	100
226	ナリヒラダケ	雑	100	298	サラサドウダン	雑	30	370	サツキ	雑	70
227	クス	広	74	299	サツキ	雑	90	371	サツキ	雑	60
228	ヒラドツツジ	雑	170	300	サツキ	雑	110	372	サラサドウダン	雑	33
229	カナメモチ	雑	17	301	アラカシ	広	19	373	サツキ	雑	90
230	イヌマキ	広	76	302	アラカシ	広	14	374	イロハモミジ	広	56
231	カナメモチ	雑	110	303	スズシモチ	広	12	375	サツキ	雑	70
232	サカキ	雑	110	304	カクレミノ	広	130	376	サツキ	雑	60
233	ヒラドツツジ	雑	200	305	クロガネモチ	広	70	377	サツキ	雑	50
234	シャシャンボ	広	9	306	クス	広	66	378	イロハモミジ	広	75
235	サラサドウダン	広	60	307	ヒラドツツジ	雑	40	379	サザンカ	広	20
236	クス	広	195	308	キャラボク	広	50	380	エノキ	広	95
237	ヤブニッケイ	広	180	309	キャラボク	広	50	381	クロマツ	針	190
238	クロガネモチ	広	200	310	クロマツ	針	168	382	ヤツデ	雑	30
239	カキ	広	73	311	クロマツ	針	162	383	ヒイラギ	広	11
240	サザンカ	広	70	312	クロマツ	針	214	384	アメツゲ	雑	50
241	サツキ	雑	90	313	クロマツ	針	183	385	イロハモミジ	広	50
242	シュロチク	雑	100	314	クロマツ	針	98	386	サツキ	雑	50
243	イヌツゲ	雑	230	315	センダン	広	99	387	エノキ	広	108
244	サラサドウダン	雑	130	316	イロハモミジ	広	100	388	クロマツ	針	236
245	イロハモミジ	広	29	317	クロマツ	針	68	389	サカキ	広	12
246	サンゴジュ	広	37	318	クロマツ	針	250	390	クロガネモチ	広	27
247	サツキ	雑	60	319	クロマツ	針	120	391	サツキ	雑	50
248	サツキ	雑	60	320	イロハモミジ	広	50	392	クロマツ	針	128
249	サツキ	雑	60	321	イロハモミジ	広	80	393	サツキ	雑	50
250	エノキ	広	39	322	イロハモミジ	広	102	394	サツキ	雑	60
251	クロマツ	針	183	323	クロマツ	針	240	395	サツキ	雑	60
252	サザンカ	広	16	324	ネズミモチ	広	105	396	アセビ	広	34
253	クロマツ	針	127	325	クロマツ	針	217	397	アセビ	広	33
254	ドウダンツツジ	雑	30	326	ネズミモチ	広	70	398	クロマツ	針	218
255	カナメモチ	広	12	327	ネズミモチ	広	71	399	イロハモミジ	広	82
256	ヒラドツツジ	雑	100	328	クロマツ	針	304	400	イロハモミジ	広	80
257	クロガネモチ	広	40	329	ドウダンツツジ	広	32	401	ヤマザクラ	広	44
258	マンリョウ	雑	50	330	ヒラドツツジ	雑	150	402	ネズミモチ	広	85
259	ヤブツバキ	広	25	331	ヤマモモ	広	102	403	ネズミモチ	広	35
260	ヒラドツツジ	雑	60	332	サザンカ	広	17	404	ネズミモチ	広	32
261	ヒラドツツジ	雑	60	333	ハナミズキ	広	55	405	タラ	広	45
262	クロマツ	針	201	334	サラサドウダン	雑	34	406	サツキ	雑	40
263	エノキ	広	174	335	クロマツ	針	100	407	サザンカ	広	27
264	スギ	針	131	336	クマザサ	雑	40	408	イロハモミジ	広	35
265	エノキ	広	111	337	サツキ	雑	60	409	サルスベリ	広	92
266	エノキ	広	131	338	サツキ	雑	90	410	サツキ	雑	90
267	スギ	針	74	339	ラカンマキ	広	26	411	イロハモミジ	広	52
268	クロマツ	針	127	340	タイサンボク	広	26	412	イヌツゲ	広	12
269	クロマツ	針	169	341	サザンカ	広	21	413	サカキ	広	14
270	クロマツ	針	186	342	サトザクラ	広	46	414	ツバキ	広	19
271	クロマツ	針	155	343	ヒトツバタゴ	広	77	415	ホルトノキ	広	150
272	クロマツ	針	86	344	エノキ	広	73	416	ワイクアオキ	雑	70
273	イロハモミジ	広	163	345	サツキ	雑	70	417	ワイクアオキ	雑	70
274	ヒラドツツジ	雑	80	346	ドウダンツツジ	雑	220	418	ワイクアオキ	雑	70
275	シイ	広	110	347	モッコク	広	65	419	イロハモミジ	広	41
276	アオギリ	広	40・44	348	ドウダンツツジ	雑	19	420	イヌビワ	広	200
277	コバノミツバツツジ	広	200	349	クロマツ	針	216	421	コブシ	広	44
278	クロバイ	広	24	350	ドウダンツツジ	雑	18	422	マルバウツギ	広	50
279	ヒノキ	針	61	351	クロマツ	針	201	423	ヤマモモ	広	
280	ヒラドツツジ	雑	100	352	クス	広	47	424	エノキ	広	136
281	クロガネモチ	広	58	353	クス	広	59	425	イヌビワ	広	96
282	ソテツ	広	250	354	ヤブツバキ	広	20	426	イヌビワ	広	36
283	アラカシ	広	124	355	ヒラドツツジ	雑	40	427	アオキ	広	36
284	カナメモチ	広	150	356	ネズミモチ	広	58	428	ヤツデ	雑	100
285	カナメモチ	広	150	357	イロハモミジ	広	131	429	キンモクセイ	雑	38
286	ネズミモチ	広	70	358	ネズミモチ	広	96	430	ドウダンツツジ	雑	60
287	ドウダンツツジ	雑	120	359	クロマツ	針	208	431	ソメイヨシノ	広	136
288	エノキ	広	61	360	ネズミモチ	広	62	432	エノキ	広	310

(広：広葉樹、針：針葉樹、雑：雑木)

No.	樹種	区別	幹周(cm)	No.	樹種	区別	幹径(cm)	No.	樹種	区別	幹径(cm)
433	アジサイ	雑		505	ソメイヨシノ	広	91	577	キミガヨウラン	雑	20
434	サンゴジュ	雑	120	506	クス	広	74	578	モミジバスズカケ	広	112
435	サンゴジュ	雑	120	507	クロガネモチ	広	31	579	ヤブニッケイ	広	83
436	クサギ	雑	120	508	デンチョウゲ	雑	70	580	ムク	広	135
437	ヤマザクラ	広	84	509	エノキ	広	23	581	イヌツゲ	雑	
438	サツキ	雑	60	510	サツキ	雑	60	582	ムク	広	19
439	ソメイヨシノ	広	76	511	エノキ	広	22	583	アジサイ	雑	60
440	アジサイ	雑		512	エノキ	広	125	584	ソメイヨシノ	広	440
441	ソメイヨシノ	広	200	513	エノキ	広	115	585	ムク	広	58
442	ソメイヨシノ	広	150	514	エノキ	広	114	586	エノキ	広	65
443	ネズミモチ	広	102	515	クス	広	15	587	ネズミモチ	広	53
444	ナツシロゴミ	広	60	516	クス	広	118	588	エノキ	広	49
445	クス	広	105	517	クス	広	109	589	ソメイヨシノ	広	28
446	ソメイヨシノ	広	30	518	ソメイヨシノ	広	128	590	イロハモミジ	広	98
447	クロガネモチ	広	30	519	ソメイヨシノ	広	170	591	イロハモミジ	広	106
448	ソメイヨシノ	広	40	520	ソメイヨシノ	広	75	592	サカキ	広	36
449	ソメイヨシノ	広	131	521	ソメイヨシノ	広	302	593	ソメイヨシノ	広	61
450	ネズミモチ	広	72	522	クロマツ	針	342	594	アジサイ	雑	
451	ドウダンツツジ	雑	90	523	アカマツ	針	188	595	ソメイヨシノ	広	44
452	クス	広	55	524	アカマツ	針	206	596	ヒマラヤシーダー	針	178
453	イチョウ	広	239	525	クロマツ	針	150	597	トベラ	広	110
454	エノキ	広	167	526	クロマツ	針	159	598	エノキ	広	33
455	エノキ	広	134	527	クロマツ	針	205	599	アジサイ	雑	
456	エノキ	広	56	528	ソメイヨシノ	広	115	600	ソメイヨシノ	広	13
457	エノキ	広	285	529	サツキ	雑	70	601	ユキヤナギ	雑	80
458	サンゴジュ	広	220	530	ツゲ	雑		602	イヌツゲ	雑	90
459	サンゴジュ	広	122	531	タブノキ	広	14	603	アジサイ	雑	
460	サンゴジュ	広	135	532	ドウダンツツジ	雑	120	604	サツキ	雑	
461	サンゴジュ	広	126	533	ヒイラギ	雑	80	605	モミジバスズカケ	広	154
462	サンゴジュ	広	124	534	ナンテン	雑	80	606	クス	広	84
463	ソメイヨシノ	広	65	535	クス	広	78	607	イヌマキ	広	120
464	ユリノキ	広	94	536	クロガネモチ	広	14	608	イヌマキ	広	120
465	ソメイヨシノ	広	82	537	クロガネモチ	広	26	609		広	64
466	イロハモミジ	広	102	538	マデュリ	雑	60	610	キリ	広	69
467	イロハモミジ	広	84	539	クス	広	72	611	ソメイヨシノ	広	53
468	オオシマザクラ	広	41	540	ソメイヨシノ	広	47	612	キササゲ	広	132
469	ソメイヨシノ	広	66	541	アジサイ	雑		613	トサシミズ	雑	200
470	アベツア	雑	120	542	サトザクラ	広	87	614	ソメイヨシノ	広	66
471	イヌマキ	広	201	543	ガクアジサイ	雑	120	615	シナサワグルミ	広	220
472	イロハモミジ	広	90	544	アジサイ	雑	120	616	サツキ	雑	80
473	イチョウ	広	227	545	クロガネモチ	広	34	617	ホルトノキ	広	66
474	エノキ	広	302	546	エノキ	広	105	618	イヌマキ	広	88
475	ネズミモチ	広		547	エノキ	広	136	619	モチノキ	広	80
476	キンモクセイ	広	88	548	ソメイヨシノ	広	79	620	モチノキ	広	40
477	イヌマキ	広	44	549	ケヤキ	広	86	621	モチノキ	広	200
478	イヌマキ	広	26	550	ヒラドツツジ	雑	60	622	モチノキ	広	60
479	ウバメガシ	広	55	551	ソメイヨシノ	広	46	623	ヤナギ	広	42
480	キンモクセイ	広		552	イロハモミジ	広	78	624	ヤナギ	広	32
481	モッコク	広	45	553	クス	広	200	625	ヤナギ	広	31
482	モッコク	広	30	554	クロガネモチ	広	101	626	ゲッケイジュ	広	94
483	モッコク	広	22	555	ヒノキ	針	100	627	ネズミモチ	広	60
484	モッコク	広	26	556	モチノキ	広	111	628	ムク	広	122
485	イヌマキ	広	22	557	オオシマザクラ	広	28	629	ノリクツキア	雑	50
486	ケヤキ	広	126	558	シナサワグルミ	広	168	630	ノリクツキア	雑	50
487	イヌマキ	広	47	559	イロハモミジ	広	44	631	ノリクツキア	雑	50
488	エノキ	広	49	560	イロハモミジ	広	56	632	ノリクツキア	雑	50
489	イヌマキ	広	47	561	ケヤキ	広	59	633	オオシマザクラ	広	
490	ソメイヨシノ	広	90	562	ソメイヨシノ	広	41	634	トベラ	広	100
491	ムク	広	79	563	ネズミモチ	広	75	635	クス	広	132
492	ムク	広	40	564	イロハモミジ	広	86	636	クロガネモチ	広	35
493	ツルグミ	雑	30	565	ガクアジサイ	雑		637	オニガヨウラン	雑	60
494	ソメイヨシノ	広	118	566	イロハモミジ	広	53	638	キャラボク	雑	60
495	ネズミモチ	広	14	567	イロハモミジ	広	61	639	イヌマキ	雑	30
496	アジサイ	雑	50	568	マルドリーネ	広	103	640	スミジバ	広	72
497	クス	広	113	569	イロハモミジ	広	112	641	スズカケ	広	86
498	ヒラヤマビラカンサ	広	19	570	ソメイヨシノ	広	18	642	ソメイヨシノ	広	69
499	ケヤキ	広	11	571	ヒラドツツジ	雑	60	643	ヒラドツツジ	雑	80
500	ネズミモチ	広	16	572	エノキ	広	150	644	コデマツ	雑	100
501	サツキ	雑	50	573	クス	広	162	645	コデマツ	雑	100
502	ソメイヨシノ	広	125	574	アベマキ	雑	100	646	コデマツ	雑	100
503	エノキ	広	52	575	ソメイヨシノ	広	34	647	コデマツ	雑	100
504	タブノキ	広	47	576	コデマツ	雑	100	648	オオシマザクラ	広	55

(広：広葉樹、針：針葉樹、雑：雑木)

No.	樹種	区別	幹周(cm)	No.	樹種	区別	幹径(cm)	No.	樹種	区別	幹径(cm)
649	マシダイ	雑		721	クス	広	77	793	ソメイヨシノ	広	60
650	サザンカ	広	38	722	クロガネモチ	広	36	794	ニキヤナギ	雑	120
651	オオシマザクラ	広	40	723	クロガネモチ	広	38	795	トベラ	雑	200
652	オミガ	雑	40	724	ヒラドツツジ	雑	70	796	クロマツ	針	200
653	ヒラドツツジ	雑	70	725	ヒラドツツジ	雑	70	797	クス	広	250
654	クロマツ	針		726	キミガヨウラン	雑	30	798	イヌマキ	広	63
655	コデマツ	雑	50	727	クス	広	99	799	ドウダンツツジ	雑	250
656	クス	広	86	728	アジサイ	雑		800	アベリア	雑	
657	イロハモミジ	広	60	729	オオシマザクラ	広	29	801	ノムラモミジ	広	17
658	クロガネモチ	広	24	730	ヒラドツツジ	雑	70	802	セイヨウバ	広	100
659	チャイニーズホーリー	広	27	731	ソメイヨシノ	広	70	803	クス	広	100
660	チャイニーズホーリー	広	30	732	ソメイヨシノ	広	65	804	イチョウ	広	336
661	チャイニーズホーリー	広	17	733	クロマツ	針		805	レンギョウ	雑	60
662	ムク	広	90	734	イロハモミジ	広	41	806	クス	広	113
663	クロマツ	針	192	735	アジサイ	雑		807	サトザクラ	広	20
664	モチノキ	広	17	736	スギ	針		808	スダシイ	広	89
665	モチノキ	広	25	737		針	98	809	スダシイ	広	77
666	モチノキ	広	29	738	スギ	針		810	スダシイ	広	190
667	モチノキ	広	25	739	スギ	針	55	811	スダシイ	広	113
668	ムク	広	29	740	イヌビワ	広	120	812	スダシイ	広	143
669	クス	広	64	741	イヌビワ	広	120	813	コマユミ	広	60
670	ムク	広	81	742	ネズミモチ	広	18	814	ソメイヨシノ	広	34
671	ムク	広	34	743	ヒノキ	針	32	815	ソメイヨシノ	広	18
672	ムク	広	31	744	ヒラドツツジ	雑	60	816	メタセコイア	広	187
673	ムク	広	38	745	スギ	針	23	817	トベラ	広	70
674	サンゴジュ	広	14	746	ホルトノキ	広	137	818	チャイニーズホーリー	広	100
675	サンゴジュ	広	46	747	ドウダンツツジ	雑	200	819	サツキ	雑	
676	クス	広	58	748	ソメイヨシノ	広	30	820	アベリア	雑	
677	クロガネモチ	広	23	749	クロマツ	針	139	821	ソメイヨシノ	広	84
678	キヤラボク	雑	50	750	イロハモミジ	広	42	822	サツキ	雑	
679	キシチョウラン	雑		751	ムクゲ	広	37	823	カナリヤシ	広	170
680	キシチョウラン	雑		752	ヒラドツツジ	雑	60	824	スギ	針	105
681	クロガネモチ	広	50	753	オオシマザクラ	広	51	825	サツキ	雑	60
682		針		754	ソメイヨシノ	広	53	826	ユキヤナギ	雑	100
683	サツキ	雑	40	755	ソメイヨシノ	広	45	827	チャイニーズホーリー	広	70
684	ヒラドツツジ	雑	80	756	ソメイヨシノ	広	55	828	イチョウ	広	164
685	ヒラドツツジ	雑	60	757	サツキ	雑	70	829	キミガヨウラン	雑	30
686	サトザクラ	広	60	758	ネズミモチ	広	70	830	レンギョウ	雑	70
687	サツキ	雑	50	759	カリステモン	広	33	831	クス	広	99
688	シュロ	雑	50	760	クス	広	100	832	モミジバスズカケ	広	100
689	モミジバスズカケ	広	154	761	クス	広	130	833	ツバキ	広	46
690	キンモクセイ	広	73	762	アラカシ	広	244	834	ツバキ	広	46
691	ガクアジサイ	雑	100	763	クス	広	66	835	ツバキ	広	60
692	ホルトノキ	広	50	764	クス	広	72	836	ヒサカキ	広	105
693	イロハモミジ	広	105	765	クス	広	34	837	モミジバスズカケ	広	130
694	サツキ	雑	50	766	ヒラドツツジ	雑	70	838	クス	広	110
695	アジサイ	雑	100	767	アジサイ	雑	50	839	クス	広	111
696	ニシキギ	雑	110	768	ネズミモチ	広	102	840	クス	広	61
697	サトザクラ	広	18	769	ホルトノキ	広	25	841	ヒマラヤシーダー	広	19
698	シャンシャンボ	広	40	770	ネズミモチ	広	21	842	シナサワグルミ	広	141
699	ソメイヨシノ	広	93	771	ネズミモチ	広	20	843	ドウダンツツジ	雑	70
700	サトザクラ	広	15	772	キンメツゲ	雑		844	キミガヨウラン	雑	50
701	サトザクラ	広	20	773	クス	広	159	845	アラカシ	広	80
702	サツキ	雑	60	774	クス	広	138	846	メタセコイア	広	67
703	ガクアジサイ	雑		775	トベラ	雑		847	ヒマラヤシーダー	広	89
704	クロマツ	針	193	776	ネズミモチ	雑		848	ヒラドツツジ	雑	60
705	サツキ	雑	50	777	マサキ	雑		849	サトザクラ	広	26
706	モッコク	広	53	778	ソメイヨシノ	広	30	850	キミガヨウラン	雑	40
707	オオシマザクラ	広	21	779	ハコネクスギ	広	120	851	ホルトノキ	広	120
708	クス	広	180	780	イヌマキ	広	59	852	イヌビワ	広	290
709	キミガヨウラン	雑	30	781	エノキ	広	100	853	ヒイラギ	雑	60
710	シュロ	雑	80	782	コマユミ	雑	13	854	ナンテン	雑	60
711	サツキ	雑	60	783	ツバキ	広	20	855	ホソバ	雑	60
712	ハクチョウゲ	雑	60	784	イブキ	広	21	856	ヒイラギ	雑	70
713	ハクチョウゲ	雑	60	785	イロハモミジ	広	64	857	ナンテン	雑	70
714	ホルトノキ	広		786	タブノキ	広	84	858	ヒイラギ	雑	60
715	キミガヨウラン	雑	30	787	クロガネモチ	広	48	859	ナンテン	雑	60
716	キミガヨウラン	雑	30	788	イヌマキ	広	51	860	ムク	広	51
717	クス	広	62	789	エノキ	広	80	861	エノキ	広	40
718	クロガネモチ	広		790	ソメイヨシノ	広	52	862	サカキ	広	33
719	ソメイヨシノ	広	31	791	ソメイヨシノ	広	80	863	ムク	広	51
720	ヒラドツツジ	雑	70	792	エノキ	広	88	864	イヌビワ	広	41

(広：広葉樹、針：針葉樹、雑：雑木)

No.	樹種	区別	幹周(cm)	No.	樹種	区別	幹径(cm)	No.	樹種	区別	幹径(cm)
865	サカキ	広	37	937	サツキ	雑		1009	カンツバキ	雑	100
866	ネズミモチ	広	68	938	サツキ	雑		1010	ツバキ	広	20
867	サカキ	広	30	939	サツキ	雑		1011	マイリヒイラギ	広	
868	アジサイ	雑	70	940	サツキ	雑		1012	サザンカ	広	28
869	カラタチ	広	110	941	サツキ	雑		1013	クス	広	53
870	エノキ	広	110	942	サツキ	雑		1014	アカマツ	針	214
871	エノキ	広	53	943	サツキ	雑		1015	ネズミモチ	広	43
872	ソメイヨシノ	広	60	944	サツキ	雑		1016	タブノキ	広	85
873	イヌツゲ	雑	63	945	サツキ	雑		1017	クス	広	125
874	エノキ	広	43	946	サツキ	雑		1018	モチノキ	広	56
875	アジサイ	雑	80	947	サツキ	雑		1019	ネズミモチ	広	57
876	ソメイヨシノ	広	87	948	サツキ	雑		1020	ヒサカキ	広	53
877	ソメイヨシノ	広	39	949	サツキ	雑		1021	ムク	広	40
878	ソメイヨシノ	広	107	950	レンギョウ	広	70	1022	ネズミモチ	広	30
879	エノキ	広	160	951	キンモクセイ	広	120	1023	クロマツ	針	240
880	カラタチ	広	140	952	ソメイヨシノ	広	34	1024	スギ	針	94
881	イロハモミジ	広	43	953	ソメイヨシノ	広	81	1025	ヒイラギ	雑	80
882	カラタチ	広	200	954	クロマツ	針	215	1026	ナンテン	雑	80
883	ソメイヨシノ	広	99	955	ソメイヨシノ	広	195	1027	クロガネモチ	広	135
884	カラタチ	広	200	956	クロマツ	針	122	1028	トベラ	広	180
885	エノキ	広	243	957	クロマツ	針	189	1029	ゲッケイジュ	広	150
886	エノキ	広	94	958	サツキ	雑		1030	クス	広	100
887	エノキ	広	110	959	ソメイヨシノ	広	96	1031	ヤブニッケイ	広	59
888	ソメイヨシノ	広	136	960	スダジイ	広	138	1032	アジサイ	雑	
889	アジサイ	雑	80	961	イチョウ	広	152	1033	サカキ	広	63
890	サツキ	雑		962	スダジイ	広	78	1034	ムク	広	53
891	サツキ	雑		963	サツキ	雑		1035	ネズミモチ	広	80
892	サツキ	雑		964	カイヅカイブキ	広	42	1036	マテバシイ	広	99
893	サツキ	雑		965	カナリヤシ	広	500	1037	サトザクラ	広	43
894	サツキ	雑		966	ソメイヨシノ	広	89	1038	カクレミノ	広	75
895	サツキ	雑		967	クロマツ	針	175	1039	アジサイ	雑	
896	サツキ	雑		968	ホルトノキ	広	77	1040	クス	雑	239
897	サツキ	雑		969	ゴヨウマツ	針	33	1041	カクレミノ	広	77
898	サツキ	雑		970	カナリヤシ	広	350	1042	クロガネモチ	広	36
899	サツキ	雑		971	カナリヤシ	広	200	1043	イヌビワ	広	37
900	サツキ	雑		972	カナリヤシ	広	150	1044	サカキ	広	26
901	サツキ	雑		973	ソメイヨシノ	広	140	1045	クロガネモチ	広	50
902	クス	広	70	974	イロハモミジ	広	108	1046	ムク	広	50
903	クス	広	144	975	ソメイヨシノ	広	121	1047	クス	広	151
904	クロマツ	針	281	976	サツキ	雑		1048	カクレミノ	広	74
905	サツキ	雑	70	977	サツキ	雑		1049	ヒノキ	針	129
906	ソメイヨシノ	広	87	978	ソメイヨシノ	広	103	1050	アジサイ	雑	
907	ソメイヨシノ	広	170	979	ヒラドツツジ	雑	60	1051	アジサイ	雑	
908	トベラ	広	100	980	イロハモミジ	広	86	1052	ホルトノキ	広	77
909	ホルトノキ	広	150	981	スギ	針	101	1053	エノキ	広	125
910	キンメツゲ	雑		982	エノキ	広	97	1054	カクレミノ	広	60
911	ヤツデ	雑	150	983	ドウダンツツジ	雑	230	1055	アカマツ	針	126
912	アジサイ	雑		984	ホルトノキ	広	58	1056	ネズミモチ	広	64
913	ツバキ	広	60	985	メタセコイア	広	175	1057	ホルトノキ	広	54
914	ヒラドツツジ	雑		986	ケヤキ	広	67	1058	トウカエデ	雑	50
915	ヒラドツツジ	雑		987	ホルトノキ	広	165	1059	ホルトノキ	広	150
916	アジサイ	雑		988	メタセコイア	広	148	1060	イヌビワ	広	150
917	アジサイ	雑		989	ツバキ	広	32	1061	ネズミモチ	広	200
918	キンメツゲ	雑	100	990	ホルトノキ	広	109	1062	サトザクラ	広	23
919	キンメツゲ	雑		991	クロガネモチ	広	120	1063	クス	広	209
920	クス	広	200	992	キョウチクトウ	広	300	1064	サツキ	雑	
921	ソメイヨシノ	広	135	993	ムク	広	56	1065	ヒラドツツジ	雑	70
922	モミジバスズカケ	広	300	994	ムク	広	101	1066	キョウチクトウ	広	100
923	クロガネモチ	広	300	995	ヒイラギ	広	90	1067	イロハモミジ	広	18
924	ホルトノキ	広	100	996	ナンテン	広	90	1068	クロガネモチ	広	22
925	イベラ	広	100	997	サトザクラ	広	19	1069	クス	広	103
926	ソメイヨシノ	広	36	998	クス	広	97	1070	ホルトノキ	広	12
927	ドウダンツツジ	雑		999	クス	広	150	1071	コデマツ	広	
928	サツキ	雑		1000	ネズミモチ	広	43	1072	クロマツ	針	272
929	サツキ	雑		1001	ムク	広	34	1073	コマユミ	広	100
930	モミジバスズカケ	広	167	1002	クロマツ	針	179	1074	サトザクラ	広	55
931	ソメイヨシノ	広	126	1003	クロガネモチ	広	43	1075	ホルトノキ	広	250
932	アジサイ	雑		1004	クロマツ	針	258	1076	ヒドラツツジ	雑	70
933	ソメイヨシノ	広	36	1005	ナワジコブシ	広	200	1077	クロマツ	針	177
934	ソメイヨシノ	広	26	1006	クス	広	27	1078	クロガネモチ	広	73
935	サツキ	雑		1007	ネズミモチ	広	34	1079	クス	広	101
936	サツキ	雑		1008	コマユミ	広	150	1080	アジサイ	雑	

(広：広葉樹、針：針葉樹、雑：雑木)

No.	樹種	区別	幹周(cm)	No.	樹種	区別	幹径(cm)	No.	樹種	区別	幹径(cm)
1081	スギ	針	115	1153	サツキ	雑	50	1225	クス	広	161
1082	クス	広	46	1154	ソメイヨシノ	広	34	1226	カシオバアジサイ	雑	100
1083	マテバシイ	広	110	1155	ホルトノキ	広	26	1227	キミガヨウラン	雑	
1084	クス	広	23	1156	クロガネモチ	広	200	1228	ホッドイヌビワ	広	100
1085	イヌマキ	広	68	1157	ツクシハギ	広	150	1229	モミジバスズカケ	広	144
1086	ソメイヨシノ	広	138	1158	イロハモミジ	広	62	1230	ソメイヨシノ	広	40
1087	ナクシロブミ	広	200	1159	ホルトノキ	広	57	1231	サツキ	広	
1088	ユキヤナギ	広	170	1160	ソメイヨシノ	広	50	1232	イロハモミジ	広	
1089	ネズミモチ	広	170	1161	マンリョウ	雑	60	1233	モミジバスズカケ	広	
1090	ソメイヨシノ	広	20	1162	サツキ	雑	60	1234	アラカシ	広	
1091	キョウチクトウ	雑	300	1163	ヤツデ	雑	60	1235	クロガネモチ	広	
1092	モチノキ	広	150	1164	ソメイヨシノ	広	100	1236	アジサイ	雑	70
1093	サツキ	雑	60	1165	ホルトノキ	広		1237	ツバキ	広	10
1094	クロガネモチ	広	22	1166	ホルトノキ	広		1238	ナルトノキ	広	25
1095	クロガネモチ	広	26	1167	クロガネモチ	広	100	1239	ヒイラギ	雑	
1096	クロガネモチ	広	23	1168	ホルトノキ	広		1240	ナンテン	雑	
1097	ヒサカキ	広		1169	イヌマキ	雑	100	1241	ネズミモチ	広	100
1098	ナリヒラタケ	雑	300	1170	ホルトノキ	広	10	1242	ドウダンツツジ	雑	200
1099	クス	広	147	1171	ヒラドツツジ	雑	60	1243	サザンカ	広	20
1100	アジサイ	雑		1172	クロマツ	針	229	1244	クロガネモチ	広	40
1101	ソメイヨシノ	広	40	1173	クロマツ	針	177	1245	クス	広	76
1102	クロガネモチ	広	18	1174	クロマツ	針	146	1246	ナンテン	広	100
1103	ケヤキ	広	84	1175	クロマツ	針	167	1247	フジ	広	120
1104	イヌマキ	広	114	1176	クロマツ	針	193	1248	イロハモミジ	広	97
1105	クロガネモチ	広	31	1177	クロマツ	針	229	1249	シャリンバイ	広	16
1106	タラノキ	広	60	1178	クロマツ	針	232	1250	イロハモミジ	広	44
1107	カスミザクラ	広	52	1179	クロマツ	針	144	1251	ソメイヨシノ	広	41
1108	サンゴジュ	広	113	1180	クロマツ	針	206	1252	ソメイヨシノ	広	46
1109	スギ	針	88	1181	クロマツ	針	122	1253	キャラボク	雑	40
1110	ヒラドツツジ	雑	60	1182	クロマツ	針	189	1254	ツバキ	広	150
1111	スギ	針	147	1183	クロマツ	針	234	1255	クロガネモチ	広	28
1112	ツバキ	広	70	1184	クロマツ	針	189	1256	サツキ	雑	40
1113	ツバキ	広	70	1185	クロマツ	針	147	1257	イチョウ	広	115
1114	サンゴジュ	広	25	1186	クロマツ	針	156	1258	ソメイヨシノ	広	56
1115	スギ	針	103	1187	クロマツ	針	200	1259	ヒイラギ	雑	50
1116	ムク	広	172	1188	クロマツ	針	183	1260	ナンテン	雑	50
1117	スギ	針	165	1189	クロマツ	針	222	1261	アジサイ	雑	60
1118	ソメイヨシノ	広	70	1190	ヤマザクラ	広	180	1262	アジサイ	雑	70
1119	アジサイ	雑	100	1191	クロマツ	針	167	1263	イロハモミジ	広	49
1120	シチカワグルミ	広	107	1192	クロマツ	針	239	1264	ヒラドツツジ	雑	80
1121	ソメイヨシノ	広	86	1193	クロマツ	針	177	1265	アジサイ	雑	70
1122	アジサイ	雑	42	1194	クロマツ	針	177	1266	ホルトノキ	広	200
1123	イヌマキ	広	43	1195	クロマツ	針	176	1267	クス	広	21
1124	イヌビリック	雑	130	1196	クロマツ	針	218	1268	アオキ	雑	70
1125	ナワシロブミ	広	150	1197	クロマツ	針	163	1269	アオキ	雑	70
1126	ソメイヨシノ	広	42	1198	クロマツ	針	189	1270	アジサイ	雑	120
1127	ソメイヨシノ	広	63	1199	クロマツ	針	180				
1128	サツキ	雑		1200	クロマツ	針	222				
1129	ナンキンハゼ	広	90	1201	クロマツ	針	248				
1130	クロガネモチ	広	150	1202	イヌマキ	雑	130				
1131	ソメイヨシノ	広	86	1203	ソメイヨシノ	広	32				
1132	イロハモミジ	広	64	1204	ヒサカキ	広	60				
1133	サツキ	雑		1205	ヒラドツツジ	雑	60				
1134	ソメイヨシノ	広	27	1206	クス	広	141				
1135	イヌマキ	広	105	1207	アジサイ	雑	90				
1136	ナンキンハゼ	広	34	1208	トベラ	広	39				
1137	イロハモミジ	広	200	1209	ソメイヨシノ	広	95				
1138	ナワシロブミ	広	150	1210	ヒドラツツジ	雑	70				
1139	サツキ	雑		1211	イヌビワ	広	150				
1140	ホルトノキ	広	187	1212	ネズミモチ	広	90				
1141	サツキ	雑		1213	ヒサカキ	広	90				
1142	サツキ	雑		1214	クチナシ	広	90				
1143	ソメイヨシノ	広	140	1215	トベラ	広	90				
1144	サツキ	雑		1216	トウジュシュ	広	90				
1145	イチョウ	広	121	1217	ソメイヨシノ	広	140				
1146	ヒラドツツジ	雑	90	1218	イロハモミジ	広	250				
1147	サツキ	雑		1219	イロハモミジ	広	150				
1148	アジサイ	雑	100	1220	クロガネモチ	広	22				
1149	サツキ	雑		1221	ヒサカキ	広	250				
1150	ヒラドツツジ	雑	90	1222	ハゼノキ	広	200				
1151	クス	広	82	1223	イヌビワ	雑	150				
1152	サツキ	雑	60	1224	エノキ	広	110				

(広：広葉樹、針：針葉樹、雑：雑木)

第3章 保存・管理

第1節 基本的な考え方

1. 基本方針

津城跡は、本丸や西之丸の石垣（天守台・櫓台など）と内堀の一部が残る場所約35,000㎡が県史跡に指定されている。この周囲には、かつて城郭を構成する遺構（内堀・二之丸・外堀など）があり、前章において詳述した通りである。

本計画では、史跡指定範囲を含めて津城跡全体及び城跡と一体となって存在した城下町のエリアまでを対象範囲とする。現在、津城跡全体は市街地化等の影響を受け、改変されるものの、東西、南北ともに一辺600m余りで総面積が約360,000㎡に及び、このうち史跡範囲の占める割合は9.7%にあたる。

なお、史跡指定範囲は津市所有であるが、津城跡全体は多くの官公庁や民有地等が含まれており、本計画の策定にあたっては、史跡津城跡の保存と、周辺関連地域の住民生活との調和を念頭に置くものとする。

2. 保存管理の対象範囲とゾーン区分

津城跡については、県教育委員会が昭和59年に刊行した『三重の近世城郭』において、津城跡全体の復元図が示された。これは、現存する江戸時代の城下図と現代の地形図を重ね合わせたものであり、城下図の堀端線が現道と一致するなど、復元図の信頼度は高いと考えられていた。

さらに平成20年度の発掘調査において、内堀の北東石垣の一部が発見された。これは、復元図の想定通りの位置にあり、その正確性が証明される結果となった。

そこで、市街地にも、津城跡の構成要素が残存することが確認されたため、本計画では、この復元図をもとに史跡指定範囲を含めた周辺のゾーン区分を第15図のとおり行った。

その区分は次の4つのゾーンとする。

【Aゾーン】：県史跡指定範囲（約35,000㎡）

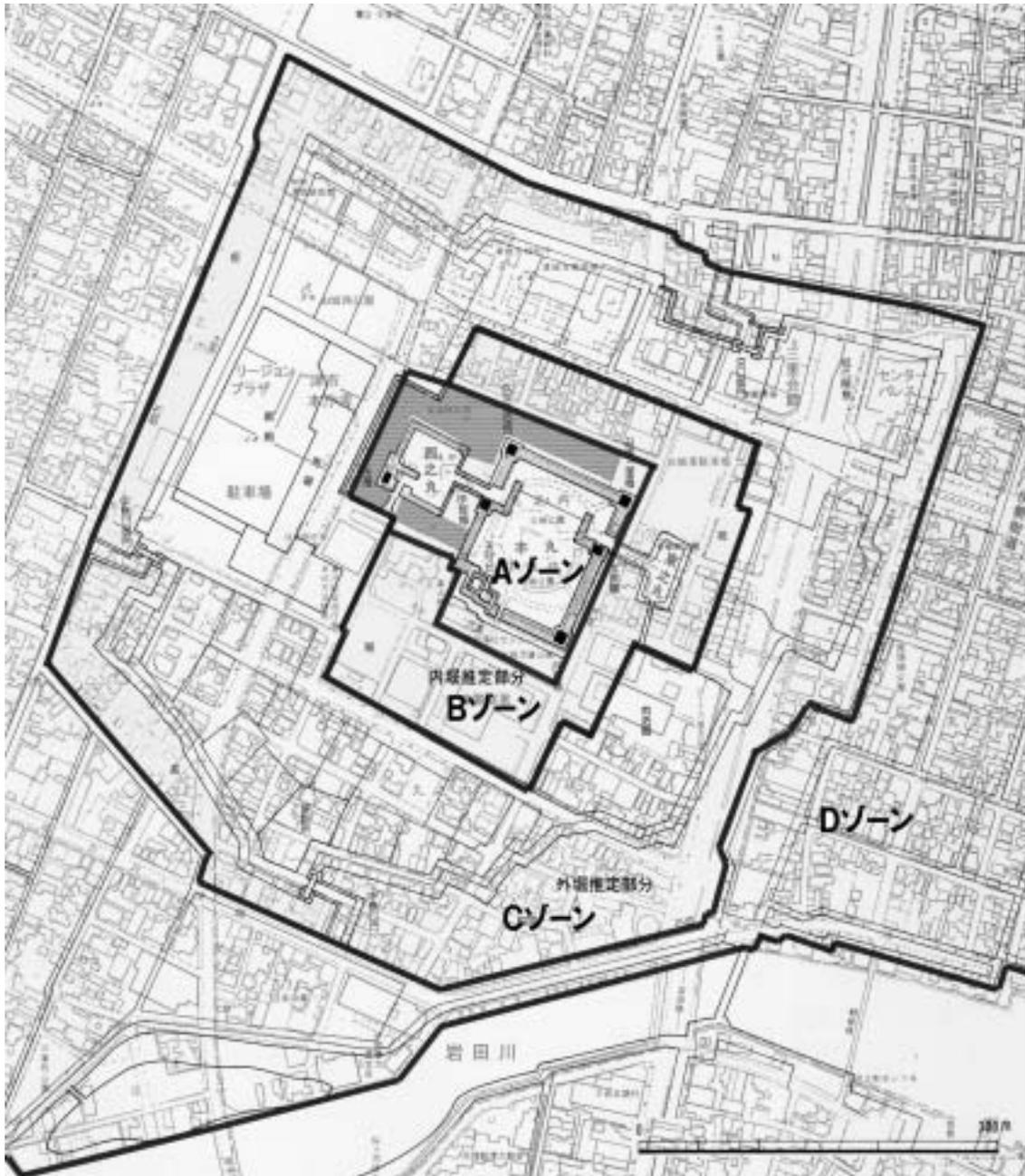
本丸・西之丸・現存する内堀及び公園部分からなる、お城公園の範囲にあたる。

【Bゾーン】：内堀以内の範囲（約49,000㎡）

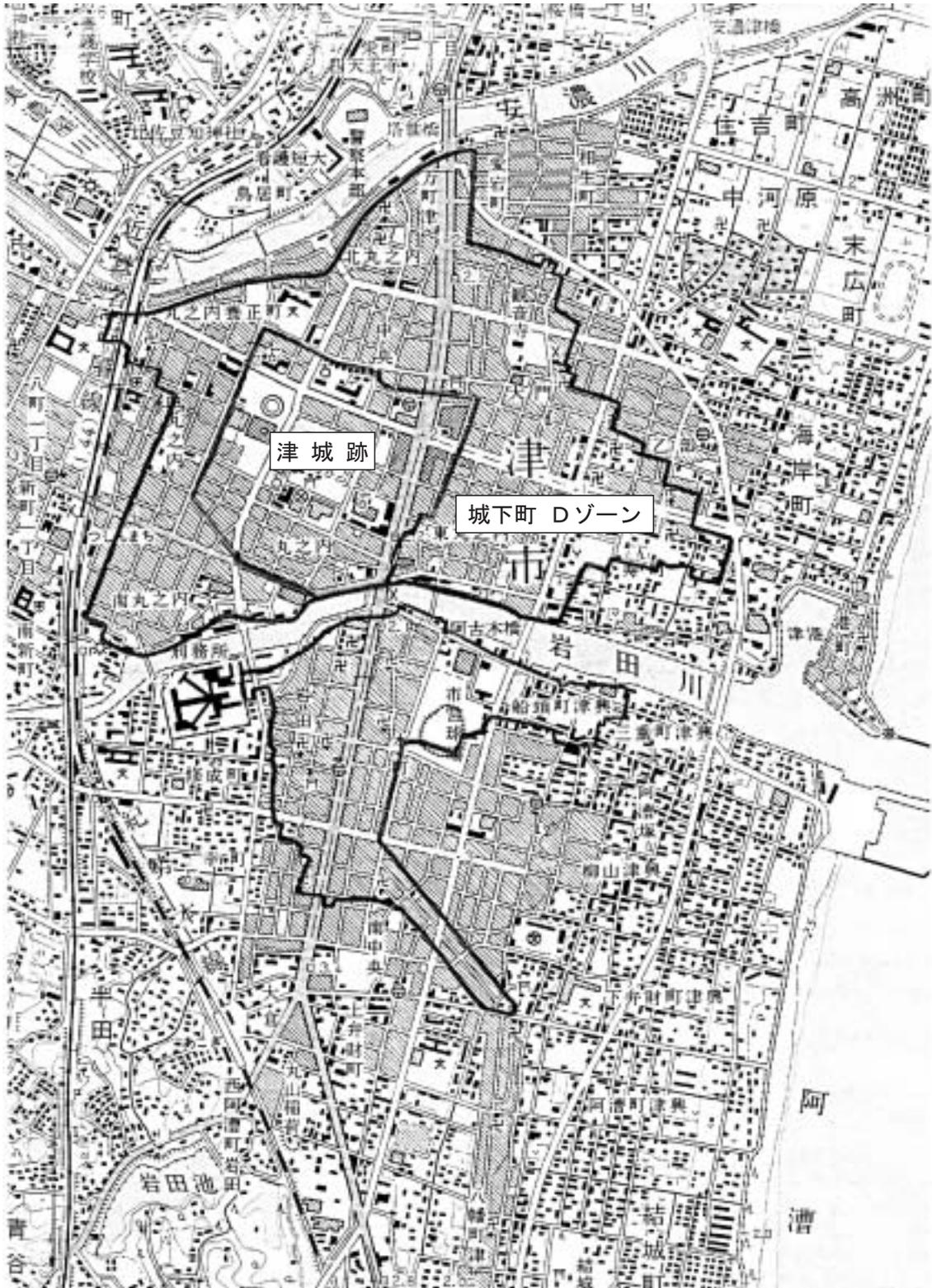
内堀の範囲は、北限が津中央郵便局から裁判所前を通る東西道路（県道津芸濃大山田線）、西限が津市役所すぐ東側の南北道路（市道御山荘橋岩田線）、南限が津警察署前の東西道路（市道丸之内第13号線）、東限が国道23号線のすぐ西側にあたる。

【Cゾーン】：外堀以内の範囲（約276,000㎡）

外堀の範囲は、北限が津法務総合庁舎北側の東西道路（市道丸之内養正町大門線）、西限が津市役所西側の南北道路（市道丸之内養正町野崎垣内線）、南限が中部電力三重支店津営業所前の東西道路（国道163号線）、東限が津センターパレスの東側道路（市道東丸之内北町線）にあたる。このうちBゾーンの南東外側に、市指定史跡「津藩々校有造館跡」が位置する。



第15図 保存管理地区区分図 1



第16図 保存管理地区区分図2

【Dゾーン】：城下町範囲（第16図参照）

Cゾーンの外側に、城下町が広がる。その範囲は、北を安濃川、南を岩田川に挟まれており、一部は岩田川南側までの伊勢街道沿いに及ぶ。なお、城下町の範囲については、江戸時代の城下図の中で最も新しく、かつ確度の高い天明期の絵図（P30、第10図）を参考に図示した。

3. 各ゾーンにおける構成要素

現在の津城跡を構成する要素として、城跡が本来持っている本質的な構成要素と、それ以外の構成要素に大別できる。現状で把握できる本質的な構成要素は、Aゾーンに残る石垣や堀などに限られる。しかし、B・Cゾーンにも地上に顕在化していないものの、埋蔵文化財としての遺構が地下に想定されることから、これらも城跡の本質的な構成要素と考えられる。さらに、Dゾーンも、城跡と一体となって存在した城下町が展開していたことから本質的な構成要素が一部残る地域と推定できる。

なお、その他の構成要素は城跡の本質に関わらない公園附属施設、公共施設、住宅地、商業地、寺社、道路などがあげられる。

【Aゾーン】

○本質的な構成要素

本丸には天守台、小天守台、各櫓台、埋門口等の遺構が集中し、西之丸には櫓台、枅形が残るほか、藩校有造館の正門であった入徳門が移築される。また、内堀が北、西、南側に一部残存する。

○その他の構成要素

前章で触れた城郭に伴わない公園施設等は142箇所ある。このうち、本丸と西之丸の間は、本来、土橋を介して繋がる構造であったが、時期不明ながら明治33年以降に埋め立てられ、近代的な石組みが施されている。また、現状の内堀外側石垣も近代以降の埋め立て等に伴う石組みである。

【Bゾーン】

○本質的な構成要素

地上には顕在しないものの、図面上では、第15図の場所に内堀や石垣、東之丸等が位置する。

これらは、津城跡にとって重要な要素であり、特に発掘調査において確認された内堀石垣は、現時点では江戸時代の遺構として唯一の確認例であり、歴史的・学術的な意義は大きい。

○その他の構成要素

内堀については、前章で述べたとおり、その大半が大正時代末から昭和33年頃にかけて埋め立てられ、現在はその上に公共施設（お城東駐車場、お城前公園、NTT津丸の内ビル、津警察署等）をはじめ、神社や商業ビル、個人住宅等が建つ。

【Cゾーン】

○本質的な構成要素

地上には顕在しないものの、Bゾーンと同様に図面上では、第15図の場所に二之丸や外堀等が位置する。二之丸には御殿をはじめ、評定所等の役所や城代家老等の重臣屋敷、藩校有造館跡等が、また城外に通じる門が外堀の北、西、南の3箇所に設けられていた。これらは、いずれも津城跡にとって重要な要素と考えられる。

○その他の構成要素

外堀については、前章で述べたとおり、明治25年から大正時代末頃にかけて埋め立てられ、現在では津市役所をはじめ、お城西公園、NHK津放送局、津法務総合庁舎、津地方裁判所、津センターパレスなどの官公庁等建物、多数の商業ビルや個人住宅等が建つ。

【Dゾーン】

城下町については、市街地化が進むために本質的な要素がほとんどみられない。しかし、堀川については戦後、その大半が埋め立てられたが、岩田川と接する南側の一部が現存する。

第2節 保存管理計画

1. 基本的な考え方

津城跡の保存管理計画を策定する上で、その基本となるのは文化財保護法と三重県文化財保護条例である。

県指定史跡範囲にあたるAゾーンについては、現状変更等について制限がある（三重県文化財保護条例第39条）。また津城跡範囲B・Cゾーンについては、周知の埋蔵文化財包蔵地であるため、土木工事等を実施する場合に事前の届出義務がある（文化財保護法第93・94条）。

これらを基に、以下、適切な保存管理の方法を地区区分（ゾーン）ごとに示す。

【Aゾーン】

津城跡の本丸や西之丸など、城郭の中枢部にあたる地区である。これまで発掘調査が行われたことはないものの、往時の天守台や櫓台などが、良好な形で遺されている。歴史的な環境の保全、往時の姿の保存・継承に努めるとともに、歴史的・文化的環境に考慮して、保存管理を進めていく地区とする。Aゾーンについては、津城跡に関連もしくは、その他の文化財に関する調査研究、保存整備、管理上必要と考えられるものの以外の現状変更は原則として認めないものとする。

【B・Cゾーン】

B・Cゾーンとも、開発計画の際には、埋蔵文化財包蔵地として対応し、発掘調査において重要な遺構等が発見された場合は、関係者と協議のうえ適切な保護に努める。

第6表 ゾーン別保存管理基準表

区分	Aゾーン	Bゾーン	Cゾーン	Dゾーン
概要	史跡指定範囲	内堀範囲内	外堀範囲内	城下町
現況	お城公園	官公庁建物、神社、商業ビル、宅地、道路ほか		
主な遺構	天守台・小天守台・櫓台・石垣・入徳門・内堀等	地上には顕在しない（内堀が埋没）	地上には顕在しない（二之丸と外堀が埋没）	旧伊勢街道、町屋、商家、寺院など
発掘調査	学術調査又は現状変更に伴うもの	埋蔵文化財包蔵地として対応し、発掘調査の結果、重要な遺構等が発見された場合は、関係者と協議のうえ適切な保護に努める		埋蔵文化財包蔵地の周辺地区として対応

【Dゾーン】

埋蔵文化財包蔵地の周辺地区として捉え、工事立会い等を実施するとともに、文献史料、絵画資料等とあわせて、城下町の旧観の解明に努める。

2. 現状変更に対する措置

津城跡の保存管理基準は第6表とし、特にAゾーンの詳細については第7表のとおりとする。

【Aゾーン】

史跡指定地は、都市公園としての機能も有しているもので、十分に調整を図りつつ、地上に遺され又は地下に埋蔵されている遺構の適切な保存管理を行う。

- 史指定地内には、公園・管理施設をはじめ、顕彰施設のほか、津城のシンボリックな模擬櫓、津藩々校有造館の正門にあたる入徳門（市指定文化財・建造物）等がある。これらのあり方については、津城跡の整備・活用に向けて、公園内の利用形態も検討する中で、史跡としてふさわしい整備に努め、将来的に必要なものと、そうでないものを抽出し、移設や撤去も視野に入れ、関係部署と調整を図り検討する。
- 史跡内は、津まつりをはじめとして、各種イベントの会場としても賑わいをみせるほか、史跡を活用したウォーキングも実施されている。これら史跡の利活用については、仮設構造物（テント・舞台等）の設置を含め事前協議とし、史跡に影響を及ぼさない範囲で認める。

第7表 Aゾーン対象別保存管理基準表

種別	内容詳細
公園・管理・顕彰・ 観光施設・文化財	既存の施設は当面現状維持とし、原則として新たな施設の設置は認めない。各施設については、今後の整備活用計画の中で、移設や撤去も含めた協議を進める。
建造物	建造物の新築による現状変更は、原則として認めない。既存建物は、耐用年数を勘案し、耐震工事等についても協議の対象とする。ただし、史跡整備に伴うものについては、遺構の保存に影響を及ぼさない範囲で認める。
上下水道	地下に埋設する下水管・上水管の新設は、原則として認めない。改修については、遺構の保存に影響を及ぼさない範囲で認める。
電気	地中埋設の電線及び電柱の新設は、原則として認めない。改修については、遺構の保存に影響を及ぼさない範囲で認める。
樹木	樹木の剪定・間伐・伐採等については、事前協議を進め検討する。
バリアフリー対応	現況の公園に伴うバリアフリー対応は、今後の整備・活用計画策定の中で、遺構の保存に影響を及ぼさない範囲で認める。
イベント活用	イベント会場としての活用は、仮設建造物の設置も含め事前協議とし、史跡に影響を及ぼさない範囲で認める。
災害復旧	災害復旧のため必要な応急処置をとる場合、原則として許可を要しない。それ以外の場合、現状変更の協議を行った上で、遺構の保護を前提に認める。
上記以外の項目	遺構を保存した上で史跡整備工事に伴うものは認める。遺構に影響を及ぼす範囲については、原則として事前の発掘調査を行った上で協議する。

- 建造物については原則として新築は認めない。既存建物は、当面現状維持とし、耐用年数を勘案し、耐震工事等についても協議の対象とする。今後の津城跡の整備・活用に向けた史跡内の新たな利用形態の中で、将来、建造物の整備工事が計画される場合は、各種資料に裏付けされた史実に基づく建造物であることを前提に、遺構の保存に影響を及ぼさない範囲で認める。
- 史跡指定地内の樹木は、その大半が津城廃絶後に植栽・整備されたものであるが、津城跡の石垣などの城郭遺構と一体となった景観を形成していることから、適切な保存管理が必要である。

しかしながら、樹木の成長とともに、石垣などの遺構に悪影響を与えているものもあり、剪定や間伐など適切な対応を図る必要がある。

用語解説

埋蔵文化財；土地に埋蔵されている文化財（主に遺跡や遺物）のことで、埋蔵文化財の存在が知られている土地を周知の埋蔵文化財包蔵地と呼び、土木工事などの開発事業を行う場合には事前の届出・通知が必要である（文化財保護法）。

第4章 整備・活用

第1節 基本的な考え方

江戸時代、津の中心に津城が存在し、まちの発展に大きく関与していた歴史的事実を踏まえ、現在の市街地に残る県指定史跡範囲だけではなく、地下に広がる津城跡の姿までも後世へ継承し、本来の津城跡の姿を市内外の人々が再認識することによって、津城跡全体の魅力が増すとともに、郷土の誇る歴史的資源として位置づけ、豊かな暮らしや地域づくりに貢献できる整備・活用を進めていく。

なお、平成20年3月に策定された「津市総合計画」の前期計画では重点プログラムの1つとして位置づけられており、津城跡の整備・活用の内容は以下のとおりである。

・津城跡の本質的な価値を明確にし、次世代に伝えていくため、津城跡保存管理計画を策定するとともに、歴史的価値の保存・活用を図ります。

第2節 基本構想

市街地に立地する史跡の特性を踏まえ、A～Dの4つのゾーンについて下記のとおり指針を定める。

ゾーン区分	概 念
A	歴史的要素を中心に構成された公園として史跡整備を積極的に進めていくゾーン
B	城跡としての本来的な価値の保全に努めるゾーン。発掘調査の結果、重要な遺構が発見された場合、関係者と協議のうえ適切な保護に努める。
C	
D	城下町の範囲の認識周知を図るゾーン。既存資料（文献・絵図）や蓄積データ内容を反映した整備（サイン設置等）

第3節 調査研究計画

1. 発掘調査

津城跡の本来の姿を理解するため、歴史的要素を中心に構成された公園として整備していく観点から、Aゾーンにおいて計画的に発掘調査を進める。

2. 石垣調査

Aゾーンにおいて、現存する石垣の測量調査を行い、今後の修復整備等につなげる。

3. 資料調査

城跡に関する資料の調査は、城跡の構造物に関する資料が今後も新発見の可能性があることから継続して行う。

第4節 整備・活用

1. Aゾーンの整備

Aゾーンにおいては、詳細な石垣測量調査を実施し、整備活用計画策定に向けた基礎資料の収集に努めるとともに、植栽調査を踏まえた過密樹木の間伐・根絶等の協議を進める。また、歴史的要素を中心に構成された公園としての積極的な整備・活用を検討し、都市公園的機能とも調整を図る。そのためにも、城郭と無関係な施設等については、中長期的に撤去を含めた事前協議を進める。

2. B・Cゾーンの整備

B・Cゾーンにおいては、地下の埋蔵文化財に影響を与える場合、発掘調査を実施し、重要な遺構が発見された場合には、関係者と協議のうえ適切な保護に努める。

3. Dゾーンの整備

Dゾーンにおいては、既存の調査データや文献資料も含めて、城や城下町に関わる統一的なデザインの顕彰板（サインスタンド）等を設置して周知を図るとともに、可能な場所ではカラー舗装等の遺構表示を図る。

4. 普及・活用

城跡や城下町に関する周知を図るため、ホームページでの紹介をはじめ、公共施設の一角を活用するなどしてパネル展示等の実施や、津城跡の情報を集約したパンフレット等の刊行など、市内外へ津城跡等の情報発信に努める。

第5章 今後の課題と方針

第1節 整備活用計画の策定

津城跡の整備活用にあたっては、専門的知見とともに、幅広く意見を求める必要性から、学識経験者の他に公募等による市民により、整備活用のあり方や方向性について検討する新たな組織を立ち上げる必要がある。

これと並行し、城郭遺構として存在する本丸石垣等に部分的な孕みが認められ、今後の整備活用にあたり、石垣の現状把握をすることが急務である。

また、具体的な整備活用計画の策定にあたっては、城郭内の構造物復元も視野に入れた内容の検討を行うこととし、整備活用事例の情報収集や、環境影響調査を実施する必要がある。

第2節 史跡指定地範囲外の保護

津城跡は、本市の中心部に所在する広大な埋蔵文化財包蔵地で、AゾーンからCゾーンまでが城郭範囲、その外側にDゾーンの城下町が広がる。特に、Bゾーンから津城跡の内堀石垣が発見され、広大な内堀幅をもつ本来の津城跡の姿が確認された点は極めて重大であり、将来、歴史的価値を踏まえた遺構の保存・活用に努める。

第3節 津城跡と城郭建物の復元整備

本来の津城跡の範囲には、お城公園（Aゾーン）、お城前公園（Bゾーン内）、お城西公園（Cゾーン内）の3つの公園があり、津市において管理を行っている。これらのうち「お城公園」が三重県史跡指定地にあたる。指定範囲内では、①城本来の建物が残存していない。②一部の石垣が撤去されている。③都市公園として整備されてきた経緯があり、城跡本来の形状が改変されている。④公園緑地として植栽された樹木が大きく成長している。⑤公園施設をはじめ、管理施設や顕彰施設など、城跡に伴わない諸施設があるなどの現状である。

これらの現状を踏まえ、今後、整備活用計画の中で、都市公園法との整合を図りながら、都市公園としての機能に加え、歴史的要素を活かした公園としての機能も十分に考慮して具体的な対応策を検討していく必要がある。

また、城郭に伴う建物の復元整備については、市民の機運の高まりを踏まえて、お城公園全体のあり方を考える中で、整備活用計画策定の段階で十分な検討を進める必要がある。

第4節 各種計画との調整

津城跡は、本市の中心部に位置することから、津市総合計画を基本とした各種計画との調整が必要となる。

都市計画関係では、今後策定される都市マスタープランをはじめとした関連計画との調整が必要となる。さらに、史跡範囲を中心とした城跡構成空間としての景観保全についても、今後は十分に検討していく必要がある。

商工観光関係では、観光振興ビジョンとの整合を図るとともに、津城跡の文化資源を活かした賑わいと潤いを創出するまちなか観光との調整も必要となる。

参考文献

- 『三重県立図書館30年史』 三重県立図書館 1967
『写真で見る 津の昭和の50年』 津市教育委員会 1978
『津都市計画復興土地区画整理事業誌』 三重県土木部都市計画課 1983
樋田清砂「津城跡」『三重の近世城郭』 三重県教育委員会 1984
『津市市制施行100周年記念誌』 津市 1990
木本敏雄「津城の堀の移り変わり」『津市民文化』第27号 津市教育委員会 2000
三浦正幸「津城と高虎の城造り」『藤堂高虎～その生涯と津の町の発展～』 津市 2008
溝口彰啓「津城」『図説 縄張りのすべて』 学習研究所 2008

添付資料 1

三重県文化財保護条例 抜粋

昭和32年12月28日 三重県条例第72号

第1章 総則（第1条～第4条）

（目的）

第1条 この条例は、文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「法」という。）に基づき三重県（以下「県」という。）の区域内にあるもののうち県にとって重要なものについて、その保存及び活用のため必要な措置を講じ、もつて県民の文化的向上に資するとともに、我が国文化の進歩に貢献することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例で「文化財」とは、法第2条第1項第1号から第4号までに掲げる有形文化財、無形文化財、民俗文化財及び記念物をいう。

（財産権の尊重及び他の公益との調整）

第3条 三重県教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、この条例の執行に当たっては、関係者の所有権その他の財産権を尊重するとともに、文化財の保護と他の公益との調整に留意しなければならない。

（所有者その他関係者の心構え）

第4条 文化財の所有者その他の関係者は、文化財が貴重な国民的財産であることを自覚し、これを公共のために大切に保存するとともに、できるだけこれを公開する等その文化的活用に努めなければならない。

（中略）

第5章 三重県指定史跡名勝天然記念物（第35条～第40条）

（指定）

第35条 教育委員会は、県の区域内にある記念物（法第百九条第一項の規定により史跡、名勝又は天然記念物に指定されたものを除く。）のうち県にとって重要なものを三重県指定史跡、三重県指定名勝又は三重県指定天然記念物（以下「県指定史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。

2 前項の規定による指定をするには、第5条第2項から第5項までの規定を準用する。

（解除）

第36条 県指定史跡名勝天然記念物が県指定史跡名勝天然記念物としての価値を失った場合その他特別の事由があるときは、教育委員会は、その指定を解除することができる。

2 県指定史跡名勝天然記念物について、法第109条第1項の規定による史跡、名勝又は天然記念物の指定があつたときは、当該県指定史跡名勝天然記念物の指定は、解除されたものとする。

3 第1項の規定による指定の解除には、第6条第2項の規定を、前項の場合には、第6条第4項の規定を準用する。

（標識等の設置）

第37条 県指定史跡名勝天然記念物の所有者等又は第40条で準用する第8条第1項の規定による指定を受けた地方公共団体その他の法人（次条において「県指定史跡名勝天然記念物管理者」という。）は、教育委員会規則の定める基準により、県指定史跡名勝天然記念物の管理に必要な標識、説明板、境界標、囲さくその他の施設を設置するものとする。

（土地の所在等の届出）

第38条 県指定史跡名勝天然記念物の指定地域内の土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に異動があつたときは、所有者等又は県指定史跡名勝天然記念物管理者は、速やかに、その旨を教育委員会に届け出なければならない。

（現状変更等の制限）

第39条 県指定史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、教育委員会の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

- 2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、教育委員会規則で定める。
- 3 第1項の規定による許可を与える場合は、第16条第三項及び第四項の規定を準用する。
- 4 第1項の許可を受けることができなかつたことにより、又は前項で準用する第16条第3項の許可の条件を付せられたことによって損失を受けた者に対しては、県は、その通常生ずべき損失を補償する。
(準用規定)

第40条 第7条から第10条まで、第12条から第15条まで、第17条、第20条及び第21条の規定は、県指定史跡名勝天然記念物について準用する。

第9章 罰則

(刑罰) (省略)

第53条 県指定史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をして、これを滅失し、き損し又は衰亡するに至らしめた者は、20万円以下の罰金又は科料に処する。

第54条 第16条又は第39条の規定に違反して、教育委員会の許可を受けず、若しくはその許可の条件に従わないで、県指定有形文化財若しくは県指定史跡名勝天然記念物の現状を変更し、若しくはその保存に影響を及ぼす行為をし、又は教育委員会の現状変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止の命令に従わなかつた者は、10万円以下の罰金又は科料に処する。

三重県文化財保護条例施行規則 抜粋

昭和51年5月27日

三重県教育委員会規則第10号

第4章 三重県指定史跡名勝天然記念物 (第17条～第27条)

第4章 三重県指定史跡名勝天然記念物

(現状変更等の許可申請書)

第7条 条例第16条第1項の規定による許可の申請は、三重県指定有形文化財現状変更許可申請書(第10号様式)によって行わなければならない。

- 2 条例第16条第1項の規定による許可を受けた者が前項の許可申請書に記載した施行者、若しくは施行予定期間、又は当該申請書に添付した現状変更の設計書(仕様書、積算書)若しくは設計図面を変更しようとするときは、教育委員会の許可を受けなければならない。

- 3 条例第16条第1項の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る現状変更等の行為が完了したときは、その日から20日以内に、三重県指定有形文化財現状変更等完了報告書(第11号様式)を教育委員会に提出しなければならない。

(指定の申請)

第17条 条例第35条第一項の規定により教育委員会が記念物を三重県指定史跡、三重県指定名勝又は三重県指定天然記念物(以下「県指定史跡名勝天然記念物」という。)に指定しようとするときは、指定しようとする記念物の所有者等に対し、三重県史跡名勝天然記念物指定申請書(第17号様式)の提出を求めるものとする。

(標識)

第18条 条例第37条の規定により設置する標識の素材は石造又はコンクリート造を原則とする。

- 2 前項の標識には、次に掲げる事項を彫り、又は記載するものとする。
 - 一 三重県指定史跡、三重県指定名勝、三重県指定天然記念物の表示及び名称
 - 二 三重県教育委員会の表示(所有者又は管理団体の氏名又は名称を併せて表示することを妨げない。)
 - 三 指定年月日
 - 四 標識の設置年月日
- 3 前項第1号に掲げる事項は、原則として標識の表面に表示するものとし、同項第2号から第4号までに掲げる事項は、裏面又は側面に表示するものとする。

(説明板)

第19条 条例第37条の規定により設置する説明板には、次に掲げる事項を平易な表現を用いて記載するものとする。

- 一 三重県指定史跡、三重県指定名勝、三重県指定天然記念物の表示及び名称

二 指定年月日

三 指定の理由

四 説明事項

五 保存上注意すべき事項

2 前項の説明板には、当該指定に係る区域を示す図面を掲げるものとする。ただし、区域の定めがない場合その他特に区域を示す必要がない場合は、この限りでない。

(標柱及び注意札)

第20条 第18条及び前条の規定により設置する標識及び説明板のほか、当該指定に係る区域内の特定の場所又は物件について特に必要があるときは、当該場所若しくは物件を標示する標柱又は当該場所若しくは物件の保存上注意すべき事項を記載した注意札を設置することができる。

(境界標)

第21条 条例第37条の規定により設置する境界標の表材は、石造又はコンクリート造を原則とする。

2 前項の境界標の上面には、指定に係る区域の境界の方向指示線を、側面には、史跡境界又は名勝境界若しくは天然記念物境界及び三重県教育委員会の文字を表示するものとする。

3 第1項の境界標は、当該指定に係る区域の境界上の主要な地点に設置するものとする。

(標識等の形状等)

第22条 第18条から前条までに規定するもののほか県指定史跡名勝天然記念物の標識、説明板、標柱、注意札及び境界標の形状、寸法、員数、設置場所については、当該県指定史跡名勝天然記念物の所有者等又は管理者は、その環境に調和するよう心がけるものとする。

(囲さくその他の施設)

第23条 条例第37条の規定により設置する囲さくその他の施設については、前条の規定を準用する。

(土地の所在等の異動の届出)

第24条 条例第38条の規定による土地の所在等の異動の届出は、三重県指定史跡名勝天然記念物所在等の異動届出書(第18号様式)によって行わなければならない。

(現状変更等の許可申請等)

第25条 条例第39条第1項の規定による県指定史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可に係る事項については、第7条の規定を準用する。

(維持の措置の範囲)

第26条 条例第39条第2項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、県指定史跡名勝天然記念物がき損し、又は衰亡している場合における次の各号に規定する措置とする。

一 その価値に影響を及ぼすことなく、当該県指定史跡名勝天然記念物をその指定当時の原状(指定後において、現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状)に復するための応急の措置

二 当該き損又は衰亡の拡大を防止するための応急の措置

三 当該部分の復旧が明らかに不可能である場合における当該部分の除去の措置

(管理責任者の選任等の届出)

第27条 条例第40条において準用する条例第7条第3項の規定による県指定史跡名勝天然記念物の管理責任者の選任又は解任の届出については、第3条の規定を準用する。

第8章 補則

(台帳)

第37条 教育委員会は、条例の規定に基づき指定し、認定し、登録し又は選定した文化財、優良犬鶏又は選定保存技術について、その必要事項を記載した台帳を備えておくものとする。

2 前項の台帳には、参考となる写真、実測図等を添しておくものとする。

(補助金又は負担金の交付申請等)

第38条 条例の規定による補助金又は負担金の交付申請等については、三重県補助金等交付規則(昭和37年三重県規則第34号)の定めるところによる。

(市町の教育委員会が処理する事務)

第39条 三重県の事務処理の特例に関する条例(平成12年三重県条例第2号)別表第1の14の項の規定

によるすべての市町が処理することとする事務の範囲は、別表第一に掲げるとおりとする。

- 2 三重県の特例に関する条例別表第二の三十五の項の規定による各市の教育委員会が処理することとする事務は、別表第二に掲げるとおりとする。

二 三重県文化財保護条例及び同施行規則に基づく事務

(省略)

(十) 条例第38八条の規定による県指定史跡名勝天然記念物の土地の所在等の異動届出

(十一) 条例第39条第一項の規定による県指定史跡名勝天然記念物の許可及びその取消し並びに停止命令

(省略)

別表第二 (第39条関係)

一 次に掲げる県指定史跡名勝天然記念物の現状変更等に係る条例第39条の規定による許可及びその取消し並びに停止命令

イ 小規模建築物（階数が2以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であって、建築面積（増築又は改築にあつては、増築又は改築後の建築面積）が120平方メートル以下のものをいう。ロにおいて同じ。）で3月以内の期間を限って設置されるものの新築、増築、改築又は除却

ロ 工作物（建築物を除く。以下このロにおいて同じ。）の設置、改修若しくは除却（改修又は除却にあつては、設置の日から50年を経過していない工作物に係るものに限る。）又は道路の舗装若しくは修繕（それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。）

ハ 条例第37条に規定する県指定史跡名勝天然記念物の管理に必要な標識、説明板、境界標、囲さくその他の施設の設置、改修又は除却

ニ 埋蔵されている電線、ガス管、水管又は下水道管の改修

ホ 木竹の伐採（名勝又は天然記念物の指定に係る木竹については、危険防止のため必要な伐採に限る。）

ヘ 天然記念物に指定された動物の個体の保護若しくは生息状況の調査又は当該動物による人の生命若しくは身体に対する危害の防止のため必要な捕獲及び当該捕獲した動物の飼育又は当該捕獲した動物への標識若しくは発信機の装着

二 条例第40条の規定による調査及び調査のため必要な措置の施行（前号イからへに掲げる現状変更等に係る条例第39条第1項の規定による許可の申請に係るものに限る。）

添付資料 2 現状変更等許可申請書

(記 号 番 号)
平成 年 月 日

三重県教育委員会 様

申請者住所
氏 名

印

三重県指定史跡現状変更許可申請書

下記のとおり、現状変更をしたいので申請します。

記

- 1 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
三重県指定史跡 津城跡
- 2 指定年月日
平成17年3月17日
- 3 所在の場所
三重県津市丸之内5番地1
- 4 所有者の氏名又は名称及び住所
津市
津市西丸之内23番1号
- 5 現状変更を必要とする理由
- 6 施工者の氏名・住所及び略歴
- 7 施工予定期間
- 8 現状変更に必要な経費
- 9 その他参考となる事項

添付資料

1. 現状変更の設計書（仕様書・積算書）
2. 現状変更の設計図面
3. 現状変更しようとする箇所の写真又は見取図
4. 申請者が所有者以外の者である場合は、所有者の同意書

現状変更等完了報告書

(記号番号)

平成 年 月 日

三重県教育委員会 様

住 所
氏 名

印

三重県指定史跡現状変更等完了報告書

下記のとおり現状変更が完了したので報告します。

記

- 1 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
三重県指定史跡 津城跡
- 2 指定年月日
平成17年3月17日
- 3 現状変更等に係る地域の地番
津市丸之内5番地1
- 4 所有者の氏名又は名称及び住所
津市
津市西丸之内23番地1
- 5 現状変更等の内容及び実施の方法
- 6 施工者の氏名
- 7 施工完了年月日
- 8 その他参考となる事項
添付資料

三重県指定史跡津城跡保存管理計画

平成21年3月 発行

編集／発行 津市教育委員会
〒514-8611 三重県津市西丸之内23番1号
印刷 共立印刷株式会社
